

官報

号外

平成十一年七月二十九日

○第百四十五回 衆議院會議録 第四十九号

平成十一年七月二十九日(木曜日)

議事日程 第三十七号

平成十一年七月二十九日

午後一時開議

- 第一 常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)
- 第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)
- 第三 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)
- 第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 起業者支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)
- 第七 産業活力再生特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

預金保険機構理事及び同監事任命につき同意を求めるの件

国会法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第一 常任委員会合同審査会規程の一部を

平成十一年七月二十九日 衆議院會議録第四十九号

改正する規程案(議院運営委員長提出)

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

日程第三 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 起業者支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)

日程第七 産業活力再生特別措置法案(内閣提出)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明及び質疑

新議員の紹介 預金保険機構理事及び同監事任命につき同意を求めるの件

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第百三十五番、東京都選挙区選出議員、渋谷修君。

(渋谷修君起立、拍手)

預金保険機構理事及び同監事任命につき同意を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

内閣から、

預金保険機構理事及び同監事に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

預金保険機構理事に篠原興君を、

同監事に高橋善一郎君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

預金保険機構理事に松田京司君及び吉田正弘君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

参議院から、本院提出、国会法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加されました。

国会法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

○議長(伊藤宗一郎君) 国会法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

国会法の一部を改正する法律案の参議院回付案(本号末尾に掲載)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

(賛成者起立)

日程第一 常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案を議題といたします。

委員長長の趣旨を許します。議院運営委員長中川秀直君。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意することに決まりました。

(賛成者起立)

平成十一年七月二十九日 衆議院會議録第四十九号 公職選挙法の一部を改正する法律案外一案

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

〔中川秀直君登壇〕

○中川秀直君 ただいま議題となりました常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、さきに本院から提出し、去る二十六日参議院において可決成立いたしました、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律に基づく政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

本案は、去る十三日の議院運営委員会において、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党の賛成多数で起草、提出したものであります。議長において参議院議長との協議を経て、本日の本会議に上程したものであります。

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。
〔拍手〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二及び第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

日程第三 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、公職選挙法の一部を改正する法律案、日程第三、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔桜井新君登壇〕

○桜井新君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、公職にある間に犯した収賄罪等の刑に処せられた者の被選挙権停止期間の延長についてであります。

現行法では、公職にある間に犯した収賄罪等により実刑に処せられた者については、実刑期間及びその後の五年間、選挙権及び被選挙権を停止することとしております。

本案は、政治に対する国民の信頼を高めるため、これらの者の被選挙権の停止期間をさらに五年間延長することとしたしております。

第二は、洋上投票についてであります。現行法では、船員について、その就業形態が特

別であることから、一般の不在者投票制度に加え、指定船舶の不在者投票などの特例的な制度が設けられております。しかし、船舶が外洋を航行中である場合は、不在者投票の送致が困難であるという問題があります。

本案は、選挙人が遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗って本邦以外の区域を航海する船員に対し、一定の要件のもとに、衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙における投票については、ファクシミリ装置を用いて送信する方法により、不在者投票を行わせることができることとしたしております。

第三は、選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去についてであります。

現行法では、政党その他の政治団体は、選挙期間中は、確認団体のポスターを除き、選挙の行われる区域において政治活動用ポスターの掲示をすることができないこととされており、これに違反して掲示したポスターについては、選挙管理委員会が撤去させることができることとしております。しかし、この規制は、選挙期間中の新たな掲示に対する規制であって、公示または告示の前に掲示したある政党の政治活動用ポスターには、規制が及んでおりません。

本案は、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員または市長の選挙については、選挙の期日の公示または告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載した者が候補者となったときは、候補者となった日のうちに、当該選挙区においてポスターを撤去しなければならぬこととし、都道府県または市町村の選挙管理委員会に、これに違反して撤去しないポスターがあることを認めるときは、撤去させることができることとしたしております。

なお、被選挙権停止期間の延長に関する規定及び政治活動用ポスターの撤去に関する規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとし、それぞれ、施行の日以後にその期日を公示または告示される選挙について、適用することとしたしております。

また、洋上投票に関する規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日以後初めてその期日を公示される選挙から適用することとしたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

次に、政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案につきまして申し上げます。

本案は、政治倫理の確立を期するため、国会議員の本人名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等を行ってはならないこととしたしております。ここで、株取引等とは、端株券を含む株券、新株引受権を表示する証券もしくは証券、転換社債券、または新株引受権付社債券の取得または譲渡をいうものであります。

第二に、これに違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処することとしたしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしたしております。

以上が、両案の趣旨及び内容であります。

なお、公職選挙法の一部を改正する法律案につきましては、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を求めましたところ、異議はない旨の意見が述べられました。

両案は、去る二十六日の政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会におきまして、

それぞれ委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、両案とも速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第四 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員長村井仁君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○村井仁君登壇

ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、企業による事業の再構築の円滑化に資するため、産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者について、事業革新設計

備の特別償却、設備廃棄等による欠損金の繰越期間等の特例、登録免許税の税率を軽減する特例等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。農林水産委員長穂積良行君。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○穂積良行君登壇

ただいま議題となりました農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十二年及び平成十三年の農業者年金の保険料の額

を、平成十一年の保険料の額と同額に据え置くものであります。

委員会におきましては、七月二十一日中川農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日政府に対する質疑を行いました。質疑を終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 起業家支援のための新事業創出促進法の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第六、中野寛成君外四名提出、起業家支援のための新事業創出促進法の一部を改正する法律案、日程第七、内閣提出、産業活力再生特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長古賀正浩君。

古賀正浩君登壇

ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中野寛成君外四名提出、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。

同法律案は、新規雇用を創出し、活力ある我が国経済社会を構築するため、女性による創業等への支援、中小企業者等の新技術を利用した事業活動への支援の拡充、及び国立大学教員等の兼業規制の緩和、並びにいわゆるエンゼル税制等の拡充によるベンチャー支援を講ずることにより、個人による創業、新技術の企業化、その他の新たな事業創出の促進を図ろうとするものであります。

次に、内閣提出、産業活力再生特別措置法案について、その主な内容を申し上げます。

同法律案は、我が国産業の生産性の伸び率が低下している現状を踏まえ、事業者が実施する事業再構築の円滑化、創業及び中小企業者による新事業の開拓支援、並びに研究活動の活性化等を図るための措置を講ずることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現しようとするものであります。

両案は、去る七月二十二日本会議における趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月二十三日与謝野通商産業大臣並びに提出者松沢成文君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同月二十七日より両案を一括議題として質疑を行い、昨二十八日には参考人から意見を聴取する等慎重な審議を行い、同日両案に対する質疑を終局いたしました。

その後、中野寛成君外四名提出に係る法律案について内閣の意見を聴取し、両案について討論を行った後、まず、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について採決を行ったところ、同法律案は賛成多数をもって可決すべきものと議決いたしました。

次に、同法律案は、我が国産業の生産性の伸び率が低下している現状を踏まえ、事業者が実施する事業再構築の円滑化、創業及び中小企業者による新事業の開拓支援、並びに研究活動の活性化等を図るための措置を講ずることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現しようとするものであります。

両案は、去る七月二十二日本会議における趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月二十三日与謝野通商産業大臣並びに提出者松沢成文君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同月二十七日より両案を一括議題として質疑を行い、昨二十八日には参考人から意見を聴取する等慎重な審議を行い、同日両案に対する質疑を終局いたしました。

その後、中野寛成君外四名提出に係る法律案について内閣の意見を聴取し、両案について討論を行った後、まず、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について採決を行ったところ、同法律案は賛成多数をもって可決すべきものと議決いたしました。

次に、同法律案は、我が国産業の生産性の伸び率が低下している現状を踏まえ、事業者が実施する事業再構築の円滑化、創業及び中小企業者による新事業の開拓支援、並びに研究活動の活性化等を図るための措置を講ずることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現しようとするものであります。

両案は、去る七月二十二日本会議における趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同月二十三日与謝野通商産業大臣並びに提出者松沢成文君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、同月二十七日より両案を一括議題として質疑を行い、昨二十八日には参考人から意見を聴取する等慎重な審議を行い、同日両案に対する質疑を終局いたしました。

その後、中野寛成君外四名提出に係る法律案について内閣の意見を聴取し、両案について討論を行った後、まず、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案について採決を行ったところ、同法律案は賛成多数をもって可決すべきものと議決いたしました。

次に、同法律案は、我が国産業の生産性の伸び率が低下している現状を踏まえ、事業者が実施する事業再構築の円滑化、創業及び中小企業者による新事業の開拓支援、並びに研究活動の活性化等を図るための措置を講ずることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現しようとするものであります。

次に、産業活力再生特別措置法案について採決を行ったところ、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。なお、本案に対し、雇用の安定に十分配慮すべきであること等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。島津尚純君。

(島津尚純君登壇)

○島津尚純君 民主党の島津尚純でございます。民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております、民主党提出の起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案に賛成、政府提出の産業活力再生特別措置法案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

ことし一月から三月の国内総生産は六期ぶりのプラス成長となりましたが、強引な公共事業の実施や、ゼロ金利政策によって達成されたものであり、本物の景気回復と言えるものではありません。雇用情勢も厳しく、好転する兆しは全く見えません。年度後半には再び景気が失速するのは必至であり、先般成立したばらまき補正予算では、景気の下支えは期待できないと思うのであります。

民主党は、国民にビジネスチャンスが十分与えられ、容易に新規事業を起こすことのできる社会の建設こそが、政治に課せられた最重要課題の一つであると確信をいたしております。

スイスの経営開発国際研究所によりますと、日本は、先進国だけでなく中進国も含めた四十七カ国の中で起業家精神においては最下位の国とランクづけされています。九年間でベンチャー企業が一千九百万人の雇用を生み出した米国に比べ、三年間でわずか一万人しか雇用を生み出してない日本の現状は、まさに深刻と言わざるを得ないのであります。

民主党は、およそ四十項目のメニューから成るデモクラット起業家倍増プラン99を提唱しております。その中から今日の課題である最重要項目を選び、第一段階として起業家支援のためのパッケージ法案を提出したのは時宜にかなったものであり、新しい雇用の受け皿をつくり、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるためにも、早期に成立をさせるべきものであると考えます。

第一の柱である女性起業家支援は、資金調達など不利な状況にある女性に機会均等を保障し、政府調達で女性中心の企業の受注機会を増大させるという画期的な内容を盛り込んだものであります。女性の社会進出、女性の感性を生かしたビジネスの発展を促し、日本経済の活性化につながるものと確信をいたします。

第二の柱である本格的なSBI-R制度の確立は、ハイテク技術を持った中小企業を育成し、科学技術立国の建設を促進するものであります。情報公開を進める民主党にふさわしく、補助金が受けられなかった人に対しても理由を示すという条項が盛り込まれたことは、不透明な補助金行政を見直すことに通じるものと考えるのであります。

第三の柱である国立大学等の教官の民間企業等の役員兼務解禁は、大学で開発された技術を新規事業、ベンチャー企業の発展に結びつけるものであります。民間企業等の役員を兼務し、ふだんから最先端の技術に接している教官に学生が教わることはすばらしいことだと思えます。学生が起業家精神を身につける上でも、最良の環境をつくることになるのであります。

第四の柱であるベンチャー支援税制の抜本的強化は、大きな経済効果を持つものであり、きょうあすにでも実施すべきものであります。ストックオプション税制の拡充は、会社が成長すれば大きな報酬を得られる仕組みをつくるものであり、一般の社員にもジャパニーズドリームの可能性を広げるものであります。エンゼル税制について、株式譲渡損失を他の所得から繰越控除できることとしたことは、リスクも大きいベンチャーに対する投資意欲を格段に高めることになるものと確信をいたすものであります。

新規上場、店頭登録株に係る譲渡所得の特例の拡充は、さまざまな面でリスクの多いベンチャー企業の創業者にとって、いわゆる創業者利得の獲得も、起業のための大きなインセンティブであると考えるのであります。特例の要件を三年から二年に短縮することは、他の株主への譲渡が促進され、株式の流動性が高まり、ベンチャー投資の活性化につながるメリットの方がはるかに大きいと考えております。

続きまして、政府提出の産業活力再生特別措置法案に対する反対の理由を述べさせていただきます。

中小企業への設備資金融資の拡充、国の委託研究開発に係る特許権の扱いの特例など、創業及び中小企業者による新事業開拓の支援や、研究活動の活性化策が盛り込まれていることは、民主党の起業家支援法案とも方向性を一にするものであり、妥当なものと考えさせていただきます。

しかしながら、事業再構築の円滑化と銘打って、事業再構築計画を事業者に策定させ、主務大臣が認定をすれば事業者に支援措置を講じるといふ法案のかなめの部分につきましては、断じて容認をすることができないのであります。政府がお墨つきを与えた事業者のみ支援措置を講じるといふのは、官庁の権益を拡大させることになりま

す。官民の癒着を温存させる、規制緩和や自由競争の流れにまさに逆行するものであると言えるのであります。

今、一番必要な政策は、普遍的な競争ルール確立、税制改革の実施ではないでしょうか。欠損金の繰越制度については、米国では二十年、英国やドイツでは無制限で、原則すべての企業に適用されるものとなっています。政府案では、機械装置、建物の廃棄だけに絞って、しかも、認定事業

者だけに税制の特例を適用することとしておりますが、本末転倒と言わざるを得ないと思うのであります。

さらに、経営責任も明確にせずに、企業による労働者のリストラを促進する内容となっていることも問題であります。事業再構築計画の実施に当たっては、雇用や労働条件に影響を与える場合には労働組合等と協議を行わせることなどの担保もないのであります。

また、債務の株式化が経営のモラルハザードにつながる可能性が高く、株式取得による一連の事業継続への支援、分社化の特例などが、勤労者いじめの企業整理に利用されないための歯どめが十分であるとも考えるのであります。

なお、政府案とは別に、事業や資産の譲渡、廃業、合併、持ち株会社化などの企業組織の変更に

おける労働者保護法の制定に取り組むべきことを提唱させていただきます。以上が、民主党案に賛成、政府案に反対すべき理由であります。

今、自公の政権の枠組みが固まりつつありますが、政策の一致よりも数合わせ優先との批判も聞かえるのであります。こうした批判が間違っているというのなら、各党とも、みずから打ち出している政策に従って対応をすべきだと考えます。

総理は、補正予算の審議で、日本のエンゼル税制は不十分だと認識を示されました。公明さんは、さきの党大会で、女性起業家育成やエンゼル税制の拡充を提案されているのであります。政府案について、民放の番組で、自由党の小沢党首は、構造改革の話がないようなら賛成できない、事業再構築のための税制措置は事実上の補助金だとの趣旨の発言をなされているのであります。

こうした点も踏まえて、各党に対して、民主党案への御賛同を最後に呼びかけさせていただきます。私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 横光克彦君。

(横光克彦君登壇)

○横光克彦君 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案及び関連する税制改正案について、反対の立場から討論させていただきます。

本法案は、産業競争力を強化するため、企業の事業再構築の支援を目的に掲げております。代表質問の折にもお尋ねいたしました、企業が抱える雇用、設備、債務の三つの過剰の解消を国として後押しするとの姿勢は、まさに企業が中心であり、生活の根拠が極めて希薄であると言わざるを得ません。

今回の不景気、つまり我が国の生産性の低迷とは、将来の生活不安から生じた消費不況が原因であります。社会民主党は、産業活力再生特別措置法案の成立を優先するよりも、健全な日本経済の本格回復のため、安心して暮らせる社会のセーフティーネットの整備が最も重要であると考えております。加えて、この事業再構築関連の支援策は、リストラ誘因となる側面を持たざるを得ませんという点を指摘しておかなければなりません。

工場撤退などの設備廃棄が進められれば、地域経済に与える影響、なにかんなく雇用問題は深刻な直撃を受けざるを得ません。また、分社化等は、不採算部門の人員費抑制も視野に入れられており、大規模な人員整理は必至の情勢であります。リストラの加速は失業率の悪化を呼び、景気への悪影響を引き起こすことは明白であります。

また、設備廃棄を景気回復の呼び水という考え方は、楽観的過ぎると思います。現在、失業率が史上最悪の水準で一進一退を繰り返す中、先般の政府の緊急雇用対策は五千億円という小規模にとどまっております。雇用不安の解消という国民的要請には到底こたえていたとは言えません。政府の緊急雇用対策と今回の事業再構築支援のセット

が、雇用創出と景気回復という前向きな相乗効果を望み得ないことは明らかであると考えます。

また、今回議論を呼んでいるのが、過剰設備、資産の廃棄、つまりバブルの清算であります。過剰設備や過剰債務とはいわば経営ミスの産物であり、本来自己責任である設備廃棄を国として支援することにについては、企業経営者のモラルハザードの懸念が絶えません。産業界自身からいって、設備や債務の廃棄を国に求める経営者トップは、割にも満たないとのアンケート結果もあるわけです。

一体だが、設備廃棄に対する国の支援を期待しているのでしょうか。既に血のじむ思いで、設備や債務の廃棄を実行してきた企業も少なくないといわれています。特定の企業、業界にのみ光を当てての施策に陥っているのではないかと考えざるを得ません。

一方、本法案の条項に目を転じれば、事業者の提出する事業再構築計画が従業員の地位を不当に害しないことを認定基準に挙げております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、この法案には、不合理なリストラや大規模な人員整理の懸念が絶えずつきまといております。雇用不安が頂点に達していることをかんがみれば、この認定基準には、労働者の合意のない不当なリストラを完全に否定する旨を法律上明確に規定してしるべきであると考えます。

法案にはさらに、事業者に対して、再構築を実施する際、労働者の理解と協力を得、またその労働者の失業の予防その他雇用の安定を図るよう努力義務が規定されております。しかし、この規定も実にあいまいであり、雇用不安をいたすらにあおるだけであると言わざるを得ません。

労働者の理解と協力というならば、再構築計画を策定する段階から労使協議を行い、合意を得る旨を、また、失業の予防を掲げるならば、再雇用の義務づけや具体的な再雇用率の設定などを法律で明確にする程度のことでは当然のことではないで

しょうか。本法案で、雇用の安定確保の姿勢が全く見出せない規定ばかりを並べ、後は労働法制にお任せという無責任な姿勢では、到底、現在の雇用不安は解消しません。

以上、指摘したことだけでもさまざまな問題点があり、労働者の犠牲の上に成り立つ産業活力再生特別措置法案に反対であることを表明いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第六、中野寛成君外四名提出、起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。この際、原案について採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第七、内閣提出、産業活力再生特別措置法案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありません。

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありません。

か。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。

投票を計算させます。

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百五十六 三百三十八
可とする者(白票) 百十八
否とする者(青票)

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、内閣提出、産業活力再生特別措置法案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

産業活力再生特別措置法案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君	相沢 英之君
逢沢 一郎君	赤城 徳彦君
浅野 勝人君	麻生 太郎君
甘利 明君	荒井 広幸君
井奥 貞雄君	伊藤 公介君
伊藤 達也君	伊吹 文明君
飯島 忠義君	池田 行彦君
石川 要三君	石崎 岳君
石破 茂君	石原 伸晃君
稲垣 実男君	稲葉 大和君
今井 宏君	今村 雅弘君
岩下 栄一君	岩永 肇一君
植竹 繁雄君	白井日出男君
江口 一雄君	江渡 聡徳君
衛藤征士郎君	衛藤 晟一君
遠藤 武彦君	遠藤 利明君
小川 元君	小此木八郎君
小里 貞利君	小澤 潔君
小野 晋也君	小野寺五典君
小淵 恵三君	尾身 幸次君
越智 伊平君	越智 通雄君
大石 秀政君	大島 理森君

大野 松茂君	大野 功統君	鈴木 恒夫君	鈴木 宗男君	松下 忠洋君	松永 光君	北側 一雄君	旭道山和泰君
大原 一三君	大村 秀章君	砂田 圭佑君	関谷 勝嗣君	松本 和那君	松本 純君	久保 哲司君	草川 昭三君
岡部 英男君	奥田 幹生君	園田 修光君	田中 和徳君	三ツ林弥太郎君	三塚 博君	倉田 栄喜君	佐藤 茂樹君
奥谷 通君	奥野 誠亮君	田中 昭一君	田中 眞紀子君	御法川英文君	水野 賢一君	斎藤 鉄夫君	坂口 力君
奥山 茂彦君	加藤 絃一君	田邊 國男君	田野瀬良太郎君	宮腰 光寛君	宮澤 喜一君	白保 台一君	谷口 隆義君
加藤 卓二君	嘉数 知賢君	田村 憲久君	高市 早苗君	宮路 和明君	宮下 創平君	富沢 篤弘君	富田 茂之君
梶山 静六君	粕谷 茂君	高橋 一郎君	滝 実君	宮島 大典君	宮本 一三君	中野 篤清君	並木 正芳君
金子 一義君	金田 英行君	竹本 直一君	武部 勤君	武藤 嘉文君	村井 仁君	西 博義君	西川 知雄君
亀井 静香君	亀井 久興君	橋 康太郎君	棚橋 泰文君	村岡 兼造君	村上誠一郎君	東 順治君	平田 米男君
亀井 善之君	鴨下 一郎君	谷 洋一君	谷垣 慎一君	村田敬次郎君	村山 達雄君	冬柴 鐵三君	福留 泰蔵君
川崎 二郎君	河井 克行君	谷川 和穂君	谷畑 孝君	目片 信君	持永 和見君	榊屋 敬悟君	前田 正君
河村 建夫君	瓦 力君	玉沢徳一郎君	近岡理一郎君	望月 義夫君	茂木 敏充君	宮地 正介君	丸谷 佳織君
木部 佳昭君	木村 隆秀君	津島 雄二君	戸井田 徹君	森 英介君	森 喜朗君	若松 謙維君	山中 輝子君
木村 勉君	木村 義雄君	虎島 和夫君	中川 昭一君	森田 健作君	森田 一君	宮地 正介君	安倍 基雄君
岸田 文雄君	北村 直人君	中川 秀直君	中曾根康弘君	森山 眞弓君	八代 英太君	青木 宏之君	青山 丘君
久間 章生君	久野統一郎君	中野 正志君	中村正三郎君	矢上 雅義君	谷津 義男君	東 祥三君	井上 一成君
鯨岡 兵輔君	熊谷 市雄君	中山 太郎君	中山 成彬君	保岡 興治君	柳沢 伯夫君	井上 喜一君	一川 保夫君
熊代 昭彦君	倉成 正和君	長勢 甚遠君	丹羽 雄哉君	山口 卓治君	山口 俊一君	岩浅 嘉仁君	江崎 鐵磨君
栗原 博久君	栗原 裕康君	西川 公也君	西田 司君	山下 徳夫君	山中 貞則君	岡島 正之君	加藤 六月君
小坂 憲次君	小島 敏男君	額賀福志郎君	根本 匠君	山本 公一君	山本 幸三君	海部 俊樹君	小池百合子君
小林 隆君	小林 興起君	能勢 和子君	野田 聖子君	山本 有二君	与謝野 馨君	佐々木洋平君	笹山 登生君
小林 多門君	古賀 誠君	野中 広務君	野呂田芳成君	横内 正明君	吉川 貴盛君	塩田 晋君	菅原喜重郎君
古賀 正浩君	河野 太郎君	萩山 教蔵君	萩野 浩基君	吉田六左門君	米田 建三君	中井 治君	達増 拓也君
河野 洋平君	河本 三郎君	佐田 玄一郎君	橋本龍太郎君	渡辺 具能君	渡辺 博道君	中村 鋭一君	中西 啓介君
左藤 恵君	佐藤 静雄君	藤 進君	浜田 靖一君	渡辺 喜美君	綿貫 民輔君	西川太一郎君	西田 俊博君
佐藤 孝行君	佐藤 剛男君	林 幹雄君	林田 彪君	青山 二三君	赤羽 一嘉君	西野 陽君	西村 章三君
佐藤 信二君	齊藤斗志二君	原田昇左右君	原田 義昭君	赤松 正雄君	井上 義久君	藤井 裕久君	二見 伸明君
坂井 隆憲君	坂本 剛二君	松田 仁君	平沢 勝栄君	池坊 保子君	石井 啓一君	松浪健四郎君	三沢 淳君
坂井 善秀君	桜井 郁三君	深谷 隆司君	福田 康夫君	石垣 一夫君	石田 勝之君	吉田 幸弘君	米津 等史君
桜井 新君	櫻内 義雄君	福永 信彦君	藤本 孝男君	上田 勇君	漆原 良夫君	中田 宏君	笹木 竜三君
桜田 義孝君	塩谷 立君	藤波 孝生君	藤本 孝雄君	遠藤 乙彦君	遠藤 和良君	栗屋 敏信君	土屋 品子君
自見庄三郎君	塩谷 立君	二田 孝治君	船田 元君	小沢 辰男君	大口 善徳君	栗屋 敏信君	土屋 品子君
実川 幸夫君	島村 宜伸君	古屋 圭司君	保利 耕輔君	大野由利子君	太田 昭宏君	安住 淳君	赤松 広隆君
下地 幹郎君	下村 博文君	穂積 良行君	細田 博之君	近江巳記夫君	長内 順一君	伊藤 英成君	家西 悟君
白川 勝彦君	新藤 義孝君	堀之内久男君	牧野 隆守君	河合 正智君	河上 軍雄君	池田 元久君	池端 清一君
菅 義偉君	杉浦 正健君	増田 敏男君	松岡 利勝君	神崎 武法君	木村 太郎君	石井 紘基君	石井 一君
杉山 憲夫君	鈴木 俊一君						

石毛 鏡子君	岩田 順介君
上田 清司君	上原 康助君
枝野 幸男君	小沢 鋭仁君
大島 章宏君	奥田 建君
鹿野 道彦君	海江田万里君
鍵田 節哉君	金田 誠一君
川内 博史君	川端 達夫君
河村たかし君	菅 直人君
北橋 健治君	北村 哲男君
熊谷 弘君	玄葉光一郎君
小平 忠正君	小林 守君
木幡 弘道君	古賀 一成君
五島 正規君	今田 保典君
近藤 昭一君	佐々木秀典君
佐藤 敬夫君	坂上 富男君
淡谷 修君	島 聡君
島津 尚純君	城島 正光君
仙谷 由人君	田中 慶秋君
高木 義明君	玉置 一弥君
榊床 伸二君	辻 一彦君
土肥 隆一君	中川 正春君
中桐 伸五君	中沢 健次君
中野 寛成君	中山 義浩君
永井 英慈君	羽田 孜君
葉山 峻君	畑 英次郎君
鉢呂 吉雄君	鳩山由紀夫君
原口 一博君	日野 市朗君
肥田美代子君	平野 博文君
福岡 宗也君	藤田 幸久君
藤村 修君	古川 元久君
堀込 征雄君	前田 武志君
前原 誠司君	松崎 公昭君
松沢 成文君	松本 龍君
山元 勉君	山本 孝史君
横路 孝弘君	吉田 治君
吉田 公一君	渡辺 周君
石井 郁子君	大森 猛君
金子 満広君	木島日出夫君

児玉 健次君	穀田 恵二君
佐々木憲昭君	佐々木隆海君
志位 和夫君	辻 第一君
寺前 巖君	中路 雅弘君
中島 武敏君	中林よし子君
春名 真章君	東中 光雄君
平賀 高成君	藤本 洋子君
藤田 スミ君	古堅 実吉君
松本 善明君	矢島 恒夫君
吉井 英勝君	伊藤 茂君
北沢 清功君	知久馬三子君
辻元 清美君	土井たか子君
中川 智子君	中西 續介君
島山健治郎君	濱田 健一君
深田 肇君	保坂 展人君
前島 秀行君	村山 富市君
横光 克彦君	栗本慎一郎君

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、参議院送付、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣陣内孝雄君。

(法務大臣陣内孝雄君登壇)

○国務大臣(陣内孝雄君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成九年に集団密航を助長、援助する行為等の処罰を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の御審議をいただき、同年に同法を施行したところであり、一時減少するかに見えた不法入国者は、その後再び増加傾向に転じております。また、退去強制された外国人がその後再び入国し不法残留等により再度退去強制される事例も増加しており、これらの状況に早急に対応する必要が生じております。

他方、政府を挙げて推進されている規制緩和の方策の一環として、我が国に正規に在留する外国人の負担軽減を図る観点から、入国、在留の手続の簡素化を可能な限り実施する必要があります。この法律案は、以上に述べた状況にかんがみ、不法入国または不法上陸後本邦に不法に在留する行為及び被退去強制外国人の再度の入国に對し適正かつ厳格に對処するとともに、正規に在留する外国人の再入国許可の有効期間を緩和するため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正することを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、不法入国または不法上陸後に我が国に不法に在留する行為に對する罰則の新設であります。

近年、我が国での不法就労活動を目的として船舶により集団密航するなど、その後我が国に不法に在留している不法入国者や不法上陸者が激増しており、その不法に在留行為は、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしております。

しかし、現行の出入国管理及び難民認定法においては、在留期間を経過して我が国に不法に残留する行為に對する罰則は存するものの、不法入国または不法上陸後に我が国に不法に在留する行為を直接の処罰対象とする罰則は設けられておらず、その取り締まりに支障を生じていることから、罰則の整備を図ることとするものであります。

第二は、被退去強制者に對する上陸拒否期間の伸長であります。

近年、不法残留等我が国から一たん退去強制された外国人がその後再び本邦に入国し不法残留等により再度退去強制されるという事例が激増しており、こうした状況に適切に對応するため、被退去強制者に對する上陸拒否期間を現在の一年から五年に伸長することとするものであります。

第三は、正規に在留者に對する再入国許可の有効期間の伸長であります。

在留資格を得て正規に在留する外国人に對する再入国許可の有効期間については、現在、一年を超えない範囲内で決せられることとされております。ところで、昨今、我が国への投資や企業経営等を目的として在留する外国人や、日本人と婚姻し我が国に在留する外国人など、我が国に長期間に在留する外国人が増加しており、これらの外国人が我が国と諸外国との往來に必要な再入国許可に係る申請手続を簡素化し、あわせて事務の合理化を図るため、再入国許可の有効期間を三年を超えない範囲内に伸長するものであります。

以上が、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明に對する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。坂上富男君。

(坂上富男君登壇)

○坂上富男君 私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法の一部改正案に對し、総理及び法務大臣に質問をいたします。

外国人登録者数が昨年末現在で初めて百五十万人を突破、永住者は六十二万人、その九〇％は韓国、朝鮮の人で、既に五世代を迎えております。一九八〇年後半以降、移住労働者の急増とともに、日本で出生する外国籍の子供が増加しております。

各自治体においては、公務員の国籍条項の撤廃が、徐々にあります。行われつつあります。また、国会でも、一定の外国人に地方参政権を付与する法律案を、民主党は公明党とともに衆議院

に提出済みであります。

今や国際化の著しい進展の中で、日本社会も大きく変動しております。この際、世界の現状を正しく認識し、これにおくれることなく、国際協調と国際交流の増進に寄与し、我が国の国際的信頼を高めないならぬのであります。

そこで、まず、小淵総理に質問をいたします。我が国憲法は、国際協調主義を高らかにうたい上げ、国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うと決意し、日本が締結した条約及び確立された国際法規は誠実に遵守することを世界に宣言しているものであります。

しかるに、本法第二十六条は、日本から出国する外国人は、事前に再入国を許可された者のみが滞在資格を失うことなく日本へ帰ることができるとしており、事前の許可は法務大臣の裁量によってのみ与えられているのであります。この法律のもとでは、日本における第二、第三の永住者や日本にその生活の基盤を置く外国人は、日本出国の権利と日本再入国の権利が奪われるのであります。

日本を出ていった外国人は再び日本に入ってくるなどという、国際協調主義に著しく違背する言行不一致の出入国管理行政なのであります。

国連規約人権委員会は、我が国の再入国許可制度は、第四回勧告の中で、人権規約第十二条第二項、同第四項に違反すると指摘しておるのであります。そこで、人権委員会は、その制度について、日本政府に、日本で出生した日韓・朝鮮人の人々のような永住者には、事前の再入国許可は、これを取り除くべきであると強く勧告しているものであります。

本改正案の問題点は、在日外国人の再入国許可の有効期間を一年から三年に延長するということとにあるのでなく、現行法における法務大臣の裁量下にある再入国許可制度の是非にあるのであります。総理はこの勧告に對しどのような答えを出されようとしておられるのか、答弁を求めます。

続いて人権委員会は、日本に對し、調査及び救済のため警察及び出入国管理当局による不適正な処遇に對する申し立てを行うことができる独立した当局が存在しないことに懸念を有する、委員会は、そのような独立した機関が締結国日本により遅滞なく設置されることを勧告すると言っており、今日本には、外国人の収容に關し独立した調査権を持つ第三者機関設置が必要なのであります。この勧告についていかがされますか、お答えをください。

人権委員会はさらに、第三回報告の検討後に発せられたその勧告が大部分履行されていないことを遺憾に思うとして、日本の態度に深い失望感を表明し、朝鮮人学校の不認定を含む在日韓・朝鮮人マイノリティ、アイヌ先住民マイノリティ、同和問題等の人権差別にも言及して、その是正を勧告し、日本の第五回報告提出日を二〇〇二年十月と指定しているものであります。

私は、総理の直屬の委員会が設置され、関係各省と民間関係者も参加してもらって、協議されて、勧告履行の実現を図るべきだと思いますが、総理、いかがされるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

勧告の中で、人権委員会は、公共の福祉に基づき日本国内法の規約上の権利に付し得る制限に懸念を再度表明するとして、注意を喚起しているものであります。さらにいづく、この概念、公共の福祉は、あいまい、無制限で、規約上可能な範囲を超えた制限を可能とし得る、前回の見解を引き続いて委員会は再度日本に對し、日本国内法を規約に合致させるよう強く勧告していることを忘れてはならないのであります。

今回の入管法改正のうち、特に第五、第七十条は、外国人に對する取り締まりをますます強化するものであります。現入管法は、一九八二年、外国人の入国数が百七十五万人の時代につくられたもので、年間四百五十万人の外国人が入国する現在の実情には全く合わないものであります。

国際化の時代にふさわしく、取り締まりの観点からだけでなく、日本に在住する外国人の生活と人権の保障の観点から見直すべき時期が到来していると思ひますが、総理はどのように実情を認識しておられるのか、また、外国人法制のあるべき姿をどのように考えておられるか、御答弁を求めます。

陣内法務大臣に質問をいたします。退去を強制された者にかかわる上陸拒否期限を一年から五年に延長することの不当性についてであります。例えば、日本人の配偶者が在留期間を超えたため退去強制された場合は、その後五年にわたって日本に入国できなくなります。明らかに酷であります。退去強制についてはさまざまなケースがあり、一律に五年間再入国を禁止することは妥当ではありません。大臣は人道的配慮をすると言っておられますが、その基準を示していただきたいのであります。

また、この改正により何人ぐらいのリピーターの入国がストップできるかもお答えをいただきたいと思ひます。次に、不法在留の時効と効果についてであります。不法入国者に対しては厳しく取り締まりをすべきであります。時効の適用のない本罪の新設は、入国後一定期間を経過して我が国社会に平和に受け入れられている者までも犯罪者扱いをすることとなり、その者や関係者の生活を不当に脅かし、他の犯罪の時効制度との整合性を著しく欠き、刑事政策上大きな問題であります。いかがでございますでしょうか。

年間の四百五十万人以上の外国人が入国し、百五十万人以上が在留する国際化の時代において、人権の観点から出入国管理行政は抜本的に見直すべきときと思ひますが、法務大臣はどのようにお考えでございますでしょうか。

在留特別許可について、中村法務大臣就任後、上陸及び特別許可について直接大臣決裁を行われましたが、そこに問題が起き、陣内大臣就任後、前大臣決裁に關する諸問題について見直しを指示したと言われておりますが、現在までの是正の状況はいかがでありますか。

通信傍受法案は、密航、麻薬犯罪について傍受対象犯罪となっておりますが、外国在住の外国人からの通信は傍受の対象となるのか、この外国人に通信傍受の事後通知をするのか、日本在留中傍受された外国人が帰国した場合は事後通知をするのか、お伺いをしたい。

最後に、規約人権委員会の勧告に基づく、法務大臣の自由裁量による再入国許可制度を縮束裁量による再入国制度と修正すべきであります。いかがでありますでしょうか。これをもって質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 坂上富男議員にお答え申し上げます。

再入国許可制度の是非についてお尋ねがありました。規約人権委員会から再入国許可制度について最終見解が示されたことは御指摘のとおりであります。再入国許可制度は、我が国に在留する外国人が一時的に出国し再び入国する場合、本来その都度行うべき手続を簡略化し、外国人の利便を図るもので、円滑な入国手続の実現に役立っており、特別永住者などの方々にもこの制度が適用されるべきものと考えております。

本罪の新設によって、不法入国を防止する効果がどれほど期待できるかも疑問であります。平成九年に本法の一部が改正され、集団密航者を不法入国させる行為等の処罰規定が新設されましたが、その後も不法入国事件は減少したとは言えない状況にあります。入国防止のためには、海上警備の強化や外国政府との協力関係を強化する方がより効果があると思料されますが、いかがでございますでしょうか。

本罪の新設によって、不法入国を防止する効果がどれほど期待できるかも疑問であります。平成九年に本法の一部が改正され、集団密航者を不法入国させる行為等の処罰規定が新設されましたが、その後も不法入国事件は減少したとは言えない状況にあります。入国防止のためには、海上警備の強化や外国政府との協力関係を強化する方がより効果があると思料されますが、いかがでございますでしょうか。

外国人の収容に關しお尋ねがありました。
被収容者の処遇につきましては、從來からその人権を尊重しつつ、適正な処遇に努めてきたところであり、今後とも施設の長の責任において適正な業務遂行に万全を期させる方針であり、御指摘の第三者機関の設置までは必要がないものと考えております。

市民的及び政治的権利に關する國際規約についてのお尋ねですが、我が国の第四回政府報告に対する規約人權委員会の最終見解への対応につきましては、御指摘の問題も含め、現在政府において検討中であり、その過程において必要に応じて民間関係者の意見も聴取していると承知をいたしております。したがって、御指摘のような委員会の設置が必要であるとは考えておりませんが、このような検討を通じて、適切に対処していく必要があると考えております。

最後に、外国人法制の抜本的見直しなどについてのお尋ねがありました。

出入国管理及び難民認定法や外国人登録法につきましては、時代の進展に應じ、國際協調、國際交流の増進への寄与とともに、我が國社會の健全な発展の確保を理念として、これまで随時見直しを行っており、今回の入管法改正案もこのような理念に基づいたものであります。今後とも同様に見直しの検討を行うべきものと考えておりますが、その際には、外国人の人權保障に十分留意することは言うまでもないことと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣陣内孝雄君登壇)

○國務大臣(陣内孝雄君) 坂上議員にお答えを申し上げます。

最初に、上陸拒否期間中の者に対して、人道的配慮から上陸特別許可を行う場合の基準についてのお尋ねがありました。

上陸特別許可については、上陸の目的、家族状況、その他諸般の事情を総合的に考慮して判断することとしておりますが、これらの事情は個々の事案によって異なりますので、一般的な基準を設けることは困難であると考えています。しかしながら、その判断に当たっては、特に配慮を必要とする日本人の配偶者等に当たるか否かなど、人道的な観点から十分に考慮し、今後ともより一層適正な運用に配慮してまいりたいと考えております。

次に、上陸拒否期間の伸長によって、何人ぐらの退去強制を繰り返す者の入國を防止できるかとのお尋ねがありました。

入管局で最近行った調査の結果から見ますと、年間約五万人に達している被退去強制者中の約九割を占めている繰り返し処分を受ける者のうち、現在の上陸拒否期間である一年を経過して上陸した者の割合は約四〇％近くに及んでおります。したがって、本改正により上陸拒否期間が伸長された場合、これらの者の大部分の上陸を防止することができると推測されます。

次に、公訴時効にかからない不法在留者を新設することは刑事政策上問題があるのではないかとのお尋ねがありました。

不法入國者または不法上陸者が我が國に不法に在留することにより、適正な出入国管理の実施を日々妨げていることは、不法残留者の場合と異なることはなく、特に、近時、船舶を利用して集団密航するなどして我が國に不法入國した上、全国各地に分散して不法就労活動に従事し、長期間にわたって不法に在留する外国人が激増しており、我が國の社會、經濟、治安等に看過しがたい悪影響を及ぼしております。

このような我が國の現状を踏まえ、不法入國者の増加を防止するため、不法在留罪を新設することとしたものであります。現行法上、不法残留者が在留期間経過後我が國に在留し続ける限り、その公訴時効が完成しないこととされていることにかんがみ、御指摘の他の犯罪の時効制度

との整合性についての問題もないと考えております。

次に、効果的な不法入國防止方策についてのお尋ねがありました。

坂上議員御指摘のとおり、不法入國防止のために海上警備の強化や外國政府との協力関係の強化等が必要であります。さらに、今回の改正をも踏まえ、不法入國後の不法在留者に対し厳正に対処することにより、不法入國防止対策が一層効果的になるものと考えております。

次に、出入国管理行政の抜本的見直しについてのお尋ねがありました。

出入国管理行政に關しましては、時代の進展に應じ、これまで随時見直しをしてきたところであり、今後とも、國際協調、國際交流の増進への寄与、我が國社會の健全な発展の確保を理念として見直しを行ってまいり所存であります。なお、その際に、外国人の人權保障に十分留意することは言うまでもないこととあります。

次に、在留特別許可等についてのお尋ねがありました。したが、出入国管理行政については、各方面からさまざまな指摘や改善の要請等がなされていまして、中村法務大臣は、入管行政の実態や運用等を把握する趣旨を含めて、上陸及び在留に關する異議の申し出に対する裁決を直接決裁され、実務運用の当否を含めて改善すべき事項がないか否かを検討されるなど、大変熱心に取り組まれているものであります。

上陸特別許可及び在留特別許可に係る事務処理のあり方につきましては、その後も検討を続けた結果、これらの許可を求めて異議の申し出がなされた案件のうち、政治、外交、治安等に影響を及ぼすおそれがあるなど重要な案件以外のもの、事実を確認することにより比較的簡単に判断できる案件につきましては、行政の効率化及び迅速化を図る観点から、地方入国管理官署の長がこれらの許可を専断することができるとし、本年四月から実施しております。

月から実施しております。

次に、通信傍受の対象等についてのお尋ねでございますが、通信傍受法に基づき國內において通信傍受を行う場合、外國在住の外國人からの通信であつてもその対象となります。通信を受けるべき通信当事者が外國にいる場合においても、通信当事者の特定がなされ、かつ、その所在が明らかである場合には通知を行うこととなります。

最後に、出入国許可について法務大臣の自由裁量から羈束裁量とすべきではないかとのお尋ねがありました。

再入國許可制度は、我が國に在留する外國人が一時的に出國し再び我が國に入國する場合に、本來ならばそのたびに必要な入國上陸手続を簡略化し、当該外國人の利便を図るためのものであり、出入國の公正な管理に資するという入管法の目的から、再入國の許可についても個々具体的に判断することが必要であると考えております。

なお、國際慣習法上、外國人の入國を認めるか否か、認める場合にどのような条件のもとにこれを認めるかにつきましては、國家の自由裁量に属するものとされております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小淵 恵三君
法務大臣 陣内 孝雄君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
農林水産大臣 中川 昭一君
通商産業大臣 与謝野 馨君

平成十一年七月二十九日 衆議院會議録第四十九号 議長の報告

出席政府委員

自治大臣 野田 毅君
國務大臣 柳沢 伯夫君
法務省人國管理 局長 竹中 繁雄君

議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十三日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国会職員法及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る二十六日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律

一、昨二十八日、參議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
平成八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)

平成九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)

平成九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)(承諾を求めるの件)

(その二)(承諾を求めるの件)

平成九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)
平成九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)
平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)(承諾を求めるの件)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

一、昨二十八日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十三日、内閣からの次の報告書を受領した。
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成十一年一月一日から同年六月三十日まで期間における同法の施行状況報告書

一、去る二十七日付をもって小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、平成八年十月二十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、平成十一年七月二十六日渋谷修君が当選人と決定、同月二十七日当選告示、当選証書を付与した旨の報告書を受領した。

一、昨二十八日、内閣から次の報告書を受領した。
平成十年度第四・四半期(出納整理期間)を含みずにおける予算使用の状況

(政府委員承認)

一、去る二十三日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

労働大臣官房長 戸町 利和
労働大臣官房政策調査部長 松崎 朗
労働省労働基準局長 野寺 康幸
一、去る二十六日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長事務代理 竹内 春久
兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理 茂田 宏
国際平和協力本部事務局長 横井 澄夫
外務省アジア局長事務代理 横田 淳
外務省経済局長事務代理 横田 淳

一、去る二十七日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

環境庁長官官房長 丸山 晴男
環境庁企画調整局長 太田 義武
環境庁自然保護局長 松本 省蔵
通商産業大臣官房審議官 林 洋和

(政府委員任命)

一、去る二十三日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十三日議長において承認した戸町利和と外二名を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十六日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十六日議長において承認した竹内春久と外三名を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十七日議長において承認した丸山晴男と外三名を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十三日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十五回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名	異動後の氏名	異動年月日
労働大臣官房長 野寺 康幸	労働省労働基準局長 野寺 康幸	平二・七・三
労働大臣官房政策調査部長 坂本 哲也	中央労働委員会事務局局長 坂本 哲也	同
労働省労働基準局長 伊藤 庄平	労働事務局長 伊藤 庄平	同

記

異動前の氏名	異動後の氏名	異動年月日
環境庁長官官職 氏 名	環境庁長官官職 氏 名	平二・七・六
環境庁企画調整局長 太田 義武	環境庁企画調整局長 太田 義武	同
環境庁自然保護局長 松本 省蔵	環境庁自然保護局長 松本 省蔵	同
通商産業大臣官房審議官 林 洋和	通商産業大臣官房審議官 林 洋和	同

記

異動前の氏名	異動後の氏名	異動年月日
環境庁長官官職 氏 名	環境庁長官官職 氏 名	平二・七・七
環境庁企画調整局長 太田 義武	環境庁企画調整局長 太田 義武	同
環境庁自然保護局長 松本 省蔵	環境庁自然保護局長 松本 省蔵	同
通商産業大臣官房審議官 林 洋和	通商産業大臣官房審議官 林 洋和	同

一、去る二十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十五回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る二十三日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長)登誠一郎、(外務

省アジア局長)阿南惟茂及び(外務省経済局長)大島正太郎の第四百十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(当選証書対照)

一、東京都選挙区において繰上補充により当選した議員渋谷修君に対し、去る二十七日当選証書の対照を終わった。

(応召議員)

一、去る二十七日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

東京都

渋谷 修君

(議席変更)

一、去る二十三日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一五六	枝野 幸男君
一五七	前原 誠司君
一五八	玄葉光一郎君
一五九	吉田 治君
一六〇	榊床 伸二君
一六一	田中 甲君
一六二	小沢 鋭仁君
一六四	山本 孝史君
一六五	海江田万里君
一六六	河村たかし君
一六七	上田 清司君
一六八	金田 誠一君
一六九	木幡 弘道君
一七〇	石井 紘基君
一七二	永井 英慈君
一七三	仙谷 由人君
一七四	池田 元久君
一七五	肥田美代子君
一七六	北村 哲男君
一八〇	松本 龍君
一八一	鉢呂 吉雄君
一八二	大畠 章宏君

一八三	古賀 一成君
一八四	高木 義明君
一八五	小林 守君
一八六	細川 律夫君
一八九	小平 忠正君
一九〇	堀込 征雄君
一九一	五島 正規君
一九二	土肥 隆一君
一九三	佐藤謙一郎君
一九四	中沢 健次君
一九五	佐々木秀典君
一九六	岩田 順介君
一九七	山元 勉君
一九八	坂上 富男君
一九九	田中 慶秋君
二〇〇	前田 武志君
二〇一	横路 孝弘君
二〇二	日野 市朗君
二〇三	辻 一彦君
二〇四	熊谷 弘君
二〇五	池端 清一君
二〇六	神田 厚君
二〇九	藤村 修君
二四九	吉田 公一君
二五七	北橋 健治君
二五八	岡田 克也君
二七五	川端 達夫君
二七六	石橋 大吉君
二七七	鳩山由紀夫君
二七八	伊藤 英成君
二七九	玉置 一弥君

(議席指定)

一、去る二十七日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員	辞任	加藤 紘一君	補欠	小野寺五典君
加藤 紘一君	補欠	河村たかし君	北村 哲男君	福岡 宗也君
北村 哲男君	補欠	加藤 紘一君	佐々木秀典君	河村たかし君
河村たかし君	補欠	小野寺五典君	岡部 英男君	中尾 栄一君
岡部 英男君	補欠	中野 清君	小野寺五典君	水野 賢一君
中野 清君	補欠	前田 正君	岡部 英男君	中尾 栄一君
小野寺五典君	補欠	中野 清君	前田 正君	岡部 英男君
水野 賢一君	補欠	中野 清君	前田 正君	岡部 英男君
前田 正君	補欠	中野 清君	前田 正君	岡部 英男君
環境委員	辞任	村上誠一郎君	補欠	砂田 圭佑君
村上誠一郎君	補欠	並木 正芳君	中川 智子君	丸谷 佳織君
丸谷 佳織君	補欠	中川 智子君	丸谷 佳織君	土井たか子君
土井たか子君	補欠	丸谷 佳織君	土井たか子君	丸谷 佳織君
砂田 圭佑君	補欠	丸谷 佳織君	土井たか子君	丸谷 佳織君
中川 智子君	補欠	丸谷 佳織君	土井たか子君	丸谷 佳織君
並木 正芳君	補欠	丸谷 佳織君	土井たか子君	丸谷 佳織君
丸谷 佳織君	補欠	丸谷 佳織君	土井たか子君	丸谷 佳織君
議院運営委員	辞任	古川 元久君	補欠	家西 悟君
古川 元久君	補欠	家西 悟君	古川 元久君	家西 悟君
家西 悟君	補欠	古川 元久君	家西 悟君	古川 元久君
文教委	辞任	羽田 孜君	補欠	渋谷 修君
羽田 孜君	補欠	渋谷 修君	羽田 孜君	渋谷 修君
商工委員	辞任	岡部 英男君	補欠	小野寺五典君
岡部 英男君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	水野 賢一君
木村 隆秀君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
中尾 栄一君	補欠	水野 賢一君	中尾 栄一君	水野 賢一君

運輸委員	辞任	中山 太郎君	補欠	荒井 広幸君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	田中 甲君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君
水野 賢一君	補欠	藤田 幸久君	大森 猛君	金子 満広君
藤田 幸久君	補欠	大森 猛君	島山健治郎君	前島 秀行君
大森 猛君	補欠	島山健治郎君	中山 太郎君	荒井 広幸君
島山健治郎君	補欠	中山 太郎君	樽床 伸二君	田中 甲君
中山 太郎君	補欠	樽床 伸二君	金子 満広君	大森 猛君
樽床 伸二君	補欠	金子 満広君	前島 秀行君	島山健治郎君
金子 満広君	補欠	前島 秀行君	田中 甲君	藤田 幸久君
前島 秀行君	補欠	田中 甲君	荒井 広幸君	中山 太郎君
田中 甲君	補欠	荒井 広幸君	小野寺五典君	岡部 英男君
荒井 広幸君	補欠	小野寺五典君	大石 秀政君	木村 隆秀君
小野寺五典君	補欠	大石 秀政君	水野 賢一君	中尾 栄一君
大石 秀政君	補欠	水野 賢一君	藤田 幸久君	樽床 伸二君

坂本 剛二君
塩谷 立君

商工委員

桜井 新君
嘉数 知賢君

辭任

補欠

砂田 圭佑君
飯島 忠義君

岡部 英男君
奥田 幹生君

小野寺五典君
逢沢 一郎君

平沼 越夫君
古屋 圭司君

奥田 通君
奥谷 通君

小島 敏男君
江渡 聡徳君

綿貫 民輔君
今村 雅弘君

河本 三郎君
竹本 直一君

吉川 貴盛君
小坂 憲次君

海江田万里君
近藤 昭一君

中尾 栄一君
林 義郎君

佐田玄一郎君
松田 仁君

玉置 一弥君
石毛 鏐子君

山口 泰明君
山本 幸三君

渡辺 喜美君
藤村 修君

飯島 忠義君
砂田 圭佑君

山本 幸三君
榎床 伸二君

上田 清司君
日野 市朗君

今村 雅弘君
綿貫 民輔君

榎床 伸二君
中山 義浩君

白保 台一君
春名 真章君

嘉数 知賢君
坂井 新君

榎床 伸二君
中山 義浩君

白保 台一君
春名 真章君

塩谷 立君
坂本 剛二君

榎床 伸二君
中山 義浩君

白保 台一君
春名 真章君

古屋 圭司君
平沼 越夫君

中山 義浩君
渡辺 周君

日野 市朗君
上田 清司君

吉川 貴盛君
河井 克行君

渡辺 周君
連藤 乙彦君

日野 市朗君
上田 清司君

石毛 鏐子君
玉置 一弥君

連藤 乙彦君
金子 満広君

日野 市朗君
上田 清司君

近藤 昭一君
海江田万里君

金子 満広君
江渡 聡徳君

日野 市朗君
上田 清司君

福留 泰蔵君
大口 善徳君

江渡 聡徳君
藤村 修君

日野 市朗君
上田 清司君

農林水産委員

藤村 修君
春名 真章君

日野 市朗君
上田 清司君

辭任

島 聡君
中島 武敏君

日野 市朗君
上田 清司君

金田 英行君
中野 正志君

島 聡君
中島 武敏君

日野 市朗君
上田 清司君

岸本 光造君
大石 秀政君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

中山 成彬君
下村 博文君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

丹羽 雄哉君
持永 和見君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

漆原 良夫君
大口 善徳君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

前島 秀行君
知久馬 三子君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

大石 秀政君
岸本 光造君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

下村 博文君
中山 成彬君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

中野 正志君
金田 英行君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

持永 和見君
丹羽 雄哉君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

大口 善徳君
漆原 良夫君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

知久馬 三子君
前島 秀行君

中桐 伸五君
家西 悟君

日野 市朗君
上田 清司君

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辭任

補欠

中谷 元君

古屋 圭司君

松本 純君

菅 義偉君

佐藤 敬夫君

奥田 建君

前田 正君

山中 樺子君

木島日出夫君

佐々木陸海君

菅 義偉君

松本 純君

古屋 圭司君

中谷 元君

奥田 建君

佐藤 敬夫君

山中 樺子君

前田 正君

佐々木陸海君

木島日出夫君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辭任

補欠

田中 和徳君

木村 隆秀君

中谷 元君

竹本 直一君

木村 隆秀君

田中 和徳君

竹本 直一君

中谷 元君

国会等の移転に関する特別委員

辭任

補欠

棚橋 泰文君

江渡 聡徳君

西川 公也君

吉川 貴盛君

江渡 聡徳君

棚橋 泰文君

吉川 貴盛君

西川 公也君

西川 貴盛君

西川 公也君

(議案提出)

一、去る二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国民年金法等の一部を改正する法律案

年金資金運用基金法案

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付) 法務委員会 付託

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衛藤征士郎君外五名提出、衆法第二六号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

商法等の一部を改正する法律案

一、去る二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

(回付議案受領)

一、去る二十六日、参議院から回付された本院提出案は次のとおりである。

国会法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案

一、去る二十六日、参議院から、次の議案を可決した旨の通知書を受領した。

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

一、昨二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十八日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

平成八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第四百四十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)(第四百四十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査

一、去る二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(その一)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)(承諾を求めるの件)(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

(議案撤回)

一、去る二十六日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第四百四十二回国会衆法第三二号)

政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第四百四十二回国会衆法第三五号)

政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案(遠藤和良君外四名提出、第四百四十二回国会衆法第四一号)

(議案撤回通知)

一、去る二十六日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第四百四十二回国会衆法第三二号)

一、去る二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成十一年七月二十九日 衆議院會議録第四十九号 議長の報告

一四

政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案(加藤紘一君外十六名提出、第四百四十二回国会衆法第三五号)政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案(遠藤和良君外四名提出、第四百四十二回国会衆法第四一四号)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員東順治君提出人権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員保坂展人君提出「絵に描いた餅」の被害者通知制度に関する質問に対する答弁書

平成十一年六月二十三日提出
質問 第三四号

人権に関する質問主意書

提出者 東 順治

人権に関する質問主意書

「人権」とは人間が人間として人間らしく生きるために法的に保障された権利と言えよう。そして、それは日本国憲法第十一条第十四条をもつて保障されたものであり、世界人権宣言も「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言している。人権の基盤には人間の尊厳がある。憲法第十三条に「個人の尊厳」がうたわれているが、その根底にあるものは「個人の尊厳」であり「人間の尊厳」である。しかし、残念なことに人間が生きにくいという、一番大切であるこの「人間の尊厳」について今まで個人として、社会として、国とし

て真剣に議論、検討されてきているのだろうか。そのような観点より、人間の原点にもどり、重要課題である人権問題の次の事項について質問する。

一 一九七九年六月二十一日に日本が締結した市民的及び政治的権利に関する国際規約第四十条に基づき、一九九八年十月日本政府から国連人権委員会に対し、第四回報告書が提出され、委員会と日本代表団とで質問、返答、説明、解説など真剣なる議論がなされたが、委員会と日本代表団との間に人権に関する基本的な捉え方に相違があるのでないかと思われる。その審査結果として、委員会側より日本側に対し、三十項目に及ぶ主な懸念事項及び勧告がなされた。今回の第四回報告書に対する勧告を踏まえ、日本政府として人間が生きるうえにおいての根本をなすこの人権問題に対し今後どのように対応、取り組んでいくのか。

二 国際人権規約は、特殊な政治的配慮などから社会権規約と自由権規約に分けられているが、その自由権規約の第一選択議定書となる個人通報制度は個人の権利保護として非常に重要と思われる。一方、憲法第十三条では「個人の尊厳、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」が保障されているが、この条文から解釈すると日本政府として自由権規約の第一選択議定書の批准が必要となると思われるが、今までこの第一選択議定書を批准しなかった理由及び今後の対応についてどのように考えているのか。

三 憲法第九十八条第二項に「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とある。しかるに

日本の法律と日本が締結した条約との間に一部矛盾した条項が見受けられる。

例えば、民法第九百条第四項に「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」とあるが、日本が一九七九年六月二十一日に締結した市民的及び政治的権利に関する国際規約第二十六条では法の前の平等がうたわれ、「出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」とある。当然のことながら、人権の立場から出生などいかなる理由による差別にも法の下で平等に保護されるべきであり、この民法条文と国際規約との整合性についてどう捉えているのか。

四 一九四八年十二月十日国際連合総会で世界人権宣言が採択されてから、世界的、普遍的な国際人権保障が進められてきているが、平行して人権について非常に関心が深い地域レベルでの人権保障が広がりを見せ、欧州人権条約、米州人権条約が採択され、条約違反に対しては当事国に調停的な働きをする人権委員会を設け、更には当事国を拘束する判決を下すことができる人権裁判所を設置している。

人権に関する問題は確かに地域、地域によってその感心の度合いも異なるはずだが、欧州、米州と同じように近い将来にはアジア地域においても人権条約のようなもの、また人権裁判所の設置等を日本がリード役になって検討していく構想はあるのか、否か。

五 日本は過去の戦争を通じ、周辺の諸国の多くの人民に筆舌に尽くし難い、被害を与えた事実を忘れてはならない。そして、それに対する明

確なる謝罪及び被害者に対する個人補償がされていないとの意見がある。一九九八年八月の第五〇会期国連差別防止少数者保護小委員会人権小委員会が開催され、「武力闘争時の組織的強姦、性奴隷及び奴隷類似慣行」についてのマクドゥーガル最終報告書が公表され、戦争における過去の誤りについての厳しい指摘がされている。

一九九三年八月には河野洋平内閣官房長官(当時)が、「従軍慰安婦問題を重大な人権侵害と認める談話をしており、更に一九九五年には村山内閣が戦後処理策として「女性のためのアジア平和国民基金」を創設したが、韓国側から基金の支援を拒否する動きがあり、中断状態になっている。

このような日韓間の従軍慰安婦問題の経緯、またマクドゥーガル報告書の指摘を踏まえ、日本が行ってきた性奴隷いわゆる従軍慰安婦問題について、政府は将来どのように対応していくのか、心身ともに被害を受けた人達に対して国家補償をしていく考えはあるのか。

六 国連人権委員会は日本政府に対し、人権侵害を調査し、不服に対し救済を与えるための制度的しくみが欠けていると指摘しているが、これは我が国において人権に関する思想が国民の間で十分いきわたっていないからとも言える。平成九年三月に法務省に設置された人権擁護推進審議会において今後の人権教育・啓発及び被害者救済制度のあり方について検討されているが、将来的に人権擁護の立場から人権侵害の申し立てに対する調査及び救済のための独立した機関の設置等の構想はあるのか、否か。

七 国連人権委員会は日本の裁判官、検察官及び行政官に対し、国際規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことを懸念しているが、それは裁判官、検察官、行政官に限って言えることではなく、日本人全般に対して言えるのではない。学校教育においても、人権についてしっかりと教育を受けた記憶がなく、恐らく教える立場にある教師等も同じことが言えるのではないだろうか。

平成九年七月に策定した「人権教育のための国連一〇年に関する国内行動計画」にも家庭、学校、地域社会を通して、人権教育・啓発を行い、警察職員、検察職員、福祉関係職員等の人権に係る深い職業の人達にも関係機関、NGOの協力を得ながら人権教育・啓発の強化をしていくとのことであるが、今まで具体的にどのような国内行動計画が実施されているのか。

八 人権擁護施策推進法の第二条に国の責務が明記され、その条文に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策………」を推進する責務を有する」とある。

一九九七年度の文部省における人権教育関係事業の実施状況からすると学校教育、社会教育ともに西日本に比べ、東日本がはるかに人権教育が進んでいることが示され、また六年前総務庁が調査した人権問題に関連する講習会、研修会への参加状況でも同じ結果が出ている。

地域によって人権教育の普及度が異なることは問題であり、国の責務として今後の人権教育及び啓発にどのように公平なる施策がなされていくのか。

九 人権擁護施策推進法による「人権教育及び啓発に関する施策」被害者の救済に関する施策」更には「人権教育のための国連一〇年に関する国内行動計画」を推進するに当たり、学校、企業、社会などの協力を得ての人権に関する各種情報の収集及び各種調査が必要になってくると思われるが、その点どのように考えているのか。また将来に向けて幅広くそして根強く人権問題を認識していくためにも定期的な情報収集及び調査等の実施もあるのか。

十 人権に関する各種調査を踏まえ、その状況に応じて対応策が計画され、それを実施していくわけであるが、国民に対してその実施結果も含めどのように経過を知らしめていくのか、人権擁護施策推進法による国の責務からして、国会等においてもその実施状況を国民に対して定期的に報告していく義務があるのではないのか。

十一 一九九九年六月十八日、人権擁護推進審議会より「人権教育及び啓発に関する施策」についての答申案が発表された。答申案の第三章「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について」に人権教育・啓発のために行政、学校、民間等における支援・役割が記載されているが、それを具体的に実施していくための計画は、人権教育のための国連一〇年の国内行動計画のなかで行われていくのか。

十二 上記、答申案の審議内容、審議委員メンバーからして、今後の審議については、もっと地方自治体、NGO、一般市民の参加を促し、人権の教育・啓発の方策が具体的実現へとつながる方策になるために、また新たな方策を見つけて出すことも考慮し、実際に現場で人権教育・啓発に携わっている人達の審議会への参加また意見、考え方を十分尊重すべきでないのか。

十三 答申案の「おわりに」のところで、「国を始めとするそれぞれの実施主体が人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策について、提言を行ったものであり、これを踏まえて、政府が速やかに所要の行政措置を講ずることを望む」とあり、審議会のメンバーが、いかにこの人権教育・啓発についての速やかなる行政措置が必要であることを切実に訴えているかがわかる。政府としては人権教育・啓発は勿論のこと人権問題全般にわたっての早急なる行政措置を講じていく考えはあるのか、もしあるのであればその具体的措置を示されたい。

十四 子供、女性、高齢者、障害者、HIV感染者、ホームレス、同和関係者、アイヌの人々、戦争被害者、人種、民族等の諸問題への対処としての人権課題があり、差別があるところ人権問題がある。

同和問題の解決に向けて検討してきた地域改善対策協議会は、同和問題の特別対策から一般対策として再構築されたことにより、平成八年十二月の人権擁護施策推進法の制定のもと人権擁護推進審議会として発足された。

人権問題そのものは広範囲にわたるものであるが、少なくとも日本の人権問題を論じるとき、同和問題を解決することなくして、人権問題を解決したことはない。長い間、そして今でも続いている同和問題の解決には人と人とのいたわりのなかで、お互いに人間の尊厳を敬うことが必要であることは勿論のことであるが、国としての法的保障が必要となる。そのよ

うな観点より、遅すぎたかのように思えるが、政府としてはこの人間差別による人権問題に対し、法的措置を講じる考えはあるのか。そのうえで、同和对策の総合的、抜本的な解決のための基本法制定の考えはありや否や。右質問する。

内閣衆質一四五第三四号

平成十一年七月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

衆議院議員東順治君提出人権に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員東順治君提出人権に関する質問に対する答弁書

一について

市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号。以下「自由権規約」という。)第二十八条に基づいて設置された人権委員会(以下「委員会」という。)が我が国の第四回政府報告の検討を踏まえて千九百九十八年(平成十年)十一月五日に採択した最終見解については、今後ともその内容等を検討し、適切に対処していく必要があると考えている。

二について

御指摘の選択議定書の定める個人通報制度については、当該選択議定書の締結が憲法解釈上必要となるとの御指摘は当たらないものと考えられるが、自由権規約の実施の効果的な担保を図るの趣旨から注目すべき制度であると考えている。しかし、この制度については、司法権の独

平成十一年七月二十九日 衆議院會議録第四十九号 議長の報告

立を含め、司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり慎重に検討すべきであるとの指摘もあることから、現在のところ当該選択議定書を締結していない。今後とも制度の運用状況等をみつ、真剣かつ慎重に検討していきたいと考えている。

三について

御指摘の嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百条第四号ただし書の規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出である子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である嫡出でない子の立場にも配慮して、嫡出でない子に嫡出である子の二分の一の法定相続分を認めることにより、嫡出でない子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と嫡出でない子の保護の調整を図ったものと解されるのであって、嫡出でない子を合理的理由もないのに差別するものとはいえず、政府としては、自由権規約第二十六条が禁ずる差別には当たらないと考えている。

四について

アジアにおいては、国際的な人権基準として最も重要である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第六号。以下「社会権規約」という。)及び自由権規約の締約国も少なく、また、各国の政治、社会及び法体制が多様かつ複雑であるので、現状では各国によって受入れ可能な地域的な人権条約の作成、人権裁判所の設置等は容易ではないと考えている。

我が国としては、アジアの各国において社会権規約、自由権規約等に規定されているような国際的な人権基準が受け入れられ、人権尊重につき共通の認識が得られることが必要であると考えている。そのためには、我が国としては、まず、人権に関するセミナーの開催等を通じ、人権分野における対話を深めていくことが重要と考えており、外務省と国連大学との共催で、過去三回、「アジア・太平洋地域人権シンポジウム」を開催してきた。

五について

政府は、いわゆる従軍慰安婦問題は多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとの認識の下、これまでもおわびと反省の気持ちを様々な機会に表明してきた。また、元慰安婦の方々に国民的な償いを行うことなどを目的に平成七年七月に設立された「女性のためのアジア平和国民基金」に対し、政府としても、同基金が所期の目的を達成できるよう最大限の協力を行ってきているところである。政府としては、今後とも同基金に対し最大限の協力を行うとともに、同基金の事業に表れた日本国民及び日本政府の本問題に対する真摯な気持ちが各国及び地域の政府や関係者の理解を得られるよう種々努力していく考えである。

なお、いわゆる従軍慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、我が国としては日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)、二国間の平和条約及びその他関連する条約等に従って誠実に対応してきたところであり、これら条約等の当事国との間では既に法的に解決済みであることか

ら、政府として元慰安婦に対して個人補償を行うことは考えていない。

省が主催する研修において人権に関する内容が盛り込まれているところである。

六について
被害者救済制度については、人権擁護推進審議会において、本年九月以降、本格的に調査審議される予定である。政府としては、その調査審議の結果も踏まえて、人権救済制度や救済機関の在り方について検討してまいりたい。

企業その他一般社会における人権教育等においては、「参加型人権教育・啓発ガイドブック」の作成等の啓発活動に関するプログラムの開発、世界人権宣言についての啓発冊子の作成等の国連人権関係文書の普及及び広報、「人権啓発担当者用資料集」等の啓発活動に関する資料、パンフレット、ポスター等の作成及び配布等による効果的な啓発活動に努めており、また、地方公共団体の人権啓発担当者に対する人権啓発指導者養成研修会等を行っている。

七について
政府は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画(以下「国内行動計画」という。)に沿って関連施策を推進しているところである。

また、国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要があるとされているところである。警察職員に対しては、警察学校において、新たに採用された警察職員や昇任した警察職員に対し、人権尊重に関する授業や訓練を行っているほか、犯罪捜査や留置業務に従事する者に対し、あらゆる機会をとらえて、被疑者等の人権に配慮した適正な職務執行を期するための教育を実施している。検察職員に対しては、その経験年数に応じて各種の研修を実施しているところであり、人権を尊重した検察活動を徹底するため、これらの研修において、憲法及び人権に関する諸条約における人権保障、女性、外国人及び子どもの人権問題、同和問題等の各種人権課題等をテーマとする講義を実施しているほか、日常の業務においても、上司による指導を通じ、人権尊重に関する理解の増進に努めている。福祉関係職員に対しては、養成過程における人権教育の充実及び

例えば、学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神にのっとり、人権尊重を推進するという観点から各学校の人権教育の取組の一層の充実を図るよう教育委員会等への指導を行うとともに、人権教育研究指定校事業、教育総合推進地域事業等を通じ、人権意識を培うための教育や教育上特別の配慮が必要な地域における総合的な取組の充実を努めている。また、社会教育においては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、あらゆる差別意識の解消を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、公民館等の社会教育施設を拠点として行われる人権に関する学習機会の充実とそのための指導者の養成を図るなど、人権教育の充実を努めている。さらに、現職教員の研修については、教員の任命権者である各都道府県及び政令指定都市が実施する各種の研修や文部

現任研修を通じて人権意識の高揚を図っているところである。特に、民生委員及び児童委員に關しては、各都道府県社会福祉協議会等が全委員を対象として福祉施策、人権の尊重等に関する研修を実施し、政府もこれを支援しているところである。

なお、平成十年七月には、平成九年度における人権教育関連施策の実施状況を中心として国内行動計画の推進状況について取りまとめを行ったところである。

八について

学校教育においては、全国的に一定の教育水準を確保するため、教育課程の基準とし文部大臣が定める学習指導要領に基づき、各学校においては児童生徒の発達段階に即し、各教科等の特質に応じて学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。さらに、文部省においては、平成九年度から、学校教育における人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図るための人権教育研究指定校事業や教育総合推進地域事業を実施している。

社会教育においては、生涯学習の視点に立つて生涯の各時期に応じて各人の自発的学習意思に基づき人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に、学級及び講座の開設、交流活動等々人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、文部省においては、平成九年度から、人権教育を担当する指導者の資質の向上を図るための研修、公民館を始めとする社会教育施設等における人権に関する学習機会の提供、人権に関する様々な問題をテーマとした住民相互の交流活動等の事業を総合的に推進する人権教育総合推進事業に取り組む都道府県及び政令指定都市に対して助成を行っている。

人権啓発については、法務省において、全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から、地方公共団体に人権啓発事業を委託して啓発活動を実施しているほか、平成十年度からは、人権啓発活動を実施する主体の連携協力を強化するため、各都道府県単位で法務局又は地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会が中心となって、人権啓発活動ネットワーク協議会を組織し、データベースを共同利用するとともに、啓発計画の共同策定、情報交換等を行う横断的なネットワークの整備を行っている。また、都道府県及び市町村の人権啓発行政に携わる職員を対象とした研修会を開催している。

今後の人権教育及び啓発に関する施策の基本的な在り方については、現在、人権擁護推進審議会において調査審議が行われているところであり、答申が出された際には、これを最大限尊重し、その提言を踏まえて、人権教育及び啓発に関する施策のより一層の充実を図っていきたいと考えている。

九について

人権教育及び啓発に関する施策と人権侵害による被害者の救済に関する施策の推進を図るために、平素から、学校、企業等の協力を得て、人権に関する各種の情報の収集及び調査に努めているところである。

また、国内行動計画においては、「我が国において人権という普遍的な文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広

報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする」とされており、これを踏まえて、関係省庁において、国内行動計画関連施策を推進するに当たっては、人権に関する各種の情報の収集及び調査に努めているところである。

今後とも、必要に応じて各種の情報の収集及び調査に努めてまいりたい。

十について

国に人権教育及び啓発に関する施策並びに被害者の救済に関する施策を推進する責務があることから、直ちに、御指摘のような義務があるものと解することはできないと考えるが、人権に関する各種調査の結果、それを踏まえた各種施策の実施状況及びその実施結果については、これまでも、必要に応じ、資料の作成及び配布、刊行物、マスメディア及びインターネットを通じての広報等様々な方法で周知を図ってきたところであり、今後とも、効果的な周知に努めてまいりたい。

十一について

政府は、現在、国内行動計画に沿って、行政機関相互の緊密な連携を図りつつ、関係省庁において関連施策を推進しているところであるが、国内行動計画において「本行動計画の実施に当たっては、人権擁護推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる」とされているところであり、今後、同審議会の答申を受けて、関係省庁においては、答申を踏まえた一層効果的な取

組を推進していくこととしている。

十二について

人権擁護推進審議会においては、これまでの審議の過程で、各種の人権課題に關し、多くの関係団体からヒアリングを実施するとともに、地方公共団体を含む各種の団体等から種々の意見の提出を受けており、人権教育及び啓発に携わっている方々の意見を広く聴いている。

さらに、同審議会においては、本年六月十八日、答申案を公表し、現在、各方面からの意見の募集を行っており、今後、これら各方面からの意見も踏まえて、最終的な審議を行い、本年七月末ごろをめどに答申を取りまとめる予定としている。

十三について

政府は、現在、国内行動計画に沿って、行政機関相互の緊密な連携を図りつつ、関係省庁において関連施策を推進しているところであるが、本年七月末ごろをめどに取りまとめられる予定の人権擁護推進審議会の答申において、人権教育及び啓発の総合的な効果的な推進のための施策についての提言がなされた際には、これを最大限尊重し、その提言を踏まえて、人権教育及び啓発に関する施策のより一層の充実を図っていききたいと考えている。

十四について

同問題に關する差別意識の解消を図るため、地域改善対策協議会意見具申(平成八年五月十七日)を尊重し、差別意識解消のための教育及び啓発については、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展的に再構築したところである。

これを受け、現在、人権擁護推進審議会において、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項並びに人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について調査審議が行われているところであり、御指摘の法的措置の問題については、その答申等も踏まえ、今後、適切に対処してまいりたい。

また、同和対策の総合的かつ抜本的な解決のための基本法制定の問題については、これまで三度にわたる特別法の制定等により必要な施策を講じてきているところであり、現在、新たにそのような同和対策についての基本法を制定することは考えていない。

平成十一年七月二日提出
質問 第三六号

「絵に描いた餅」の被害者通知制度に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

「絵に描いた餅」の被害者通知制度に関する質問主意書

検察が受理した事件の処分状況などについて、事件の被害者側の要望に応じて説明する「被害者通知制度」が四月から始まったが、現場では制度の本旨に沿った運用がなされず、いわゆる「絵に描いた餅」になっていることを示す事例が寄せられた。大阪府河内長野市で一九九四年七月に起きた児童二人の交通死亡事故をめぐる、大阪地検は児童の両親に倣岸不遜な態度で対応し、被害者の

不起訴理由などを十分説明しなかったという。かねてより被害者通知制度の運用に強い関心をはらってきた立場から当事者の調査を行い、法務大臣にも関係機関への是正・指導を求めてきたところである。我が子を失った両親の訴えに基づき、事実関係や責任の所在のほか、被害者通知制度の本旨とその徹底状況、検事教育などについて、以下質問する。

一 被害者通知制度

(1) 被害者通知制度が導入された経緯、理由を明らかにされたい。

(2) 同制度が導入されるに当たり、東京都世田谷区で一九九七年十一月、当時小学二年の片山隼君がトラックにはねられ、死亡した事故をめぐる検察当局の対応のまずさは影響したか。

(3) 隼君事件では、法務大臣が何度も謝罪したが、当時の反省はその後、現場に反映されているか。

(4) 同制度の本旨は何か。

(5) 同制度の本旨を全国の検察現場に周知徹底させるため、検事や検察事務官にどのような研修を実施したか。

(6) 本年度新任の検事、検察事務官には同制度について、どのような研修を実施したか。

二 大阪地検の対応

(1) 大阪府河内長野市で一九九四年七月、当時小学二年の男子児童二人が乗用車にはねられ、死亡した事故について、大阪地検は今年五月十三日、大阪府警から業務上過失致死容疑などで書類送検された乗用車の運

転者を不起訴とした。この事故では、大阪地検堺支部が一九九七年五月に運転者を不起訴としたが、堺検察審査会が不起訴不当を議決し、大阪地検が再捜査していた。大阪地検は再度の不起訴処分について、報道機関にどのような発表をしたか。

(2) 児童二人の両親は今年五月十三日、「被害者通知制度」に基づき、大阪地検に処分理由などについて説明を求めた。両親によると、その際、大阪地検交通部長は「私がこうして出向いて説明するということは異例なんですから」「特別に交通部長が説明します」と切り出し、約三十分はわたって事故の状況などを説明した。ところが、肝心の不起訴理由については明確に説明しないため、両親が「子どもが飛び出したということですか」と質問すると、交通部長は「飛び出しとは言っていないでしよう」と身を乗り出し、語気を荒げた。また、運転者のスピードの出し過ぎについて尋ねると、交通部長は「いまだき四十キロのところを五十キロで走るのは常識でしょう。そんなことで起訴できません」と言ってにらみつけた上、一方的に退席したという。両親は暴言と恫喝の数々に深い精神的ダメージを受けたと話している。両親の話は事実か。

(3) この事故では、堺検察審査会が不起訴不当を議決したほか、民事裁判の判決も運転者の過失を認定し、賠償を命じた。両親は大阪地検の再捜査に大きな期待をかけていた。被害者通知制度の本旨からは、こうしたケースでは両親にどのような姿勢で対応すべきと考えるか。暴言と恫喝で対応するのが同制度の本旨か。

(4) 大阪地検は今年一月二十日と三月十一日、児童の母親から事情を聴いた。母親によると、その際に担当検事から事故後の状況について、母親の供述が信用できないとして、約四時間にわたって大声で追及され、犯人のような扱いを受けたという。これは事実か。

(5) 事件に直接関係のない被害者の遺族から事情を聴く際、留意しなければならない点は何か。

三 責任

(1) 大阪地検の対応について、政府は問題があると考えるか。

(2) 大阪地検の対応に問題があるとするれば、被害者の遺族感情を逆なでしたその責任はどのようにして明らかにするののか。

内閣衆質一四五第三六号
平成十一年七月二十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出「絵に描いた餅」の被害者通知制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出「絵に描いた餅」の被害者通知制度に関する質問に対する答弁書

一(1)について
検察庁においては、従来から、被害者を始め

とする国民の理解を得るなどのため、事件の処理等に関し、適宜被害者等に説明を行ってきたところであるが、個々の検察官の対応の統一を図るために、平成三年に福岡地方検察庁が被害者等通知制度を導入して以来、多くの検察庁が同制度を導入した。しかしながら、その内容は各庁において異なり、区々に分かれていたことから、更に被害者等に対する配慮を推し進めるため、本年四月一日から、全国統一的な被害者等通知制度を施行したものである。

一の(2)について

一の(1)についてお答えしたとおり、被害者等通知制度は、被害者等に対する配慮の観点から、御指摘の事件が発生する相当以前の平成三年以降、一部の検察庁において実施されていたものであり、当該事件が同制度の源となっていたわけではないが、本年四月一日に全国統一的な被害者等通知制度を導入するに当たっては、当該事件における検察の対応が問題視されたことも一つの契機となったものである。

一の(3)について

検察庁においては、被害者や遺族に対し、その心情等に思いを致し、誠実に対応するよう努めているところである。

一の(4)について

被害者等通知制度の本旨は、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知することにより、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資することにある。

一の(5)及び(6)について

新任の検事及び検察事務官を含むすべての検察庁職員に対する各種研修において、被害者等通知制度の趣旨、重要性、実施上の留意事項等に関し、講義を行っているほか、各種会議における指示、刊行物への掲載、日常の業務における上司の指導等あらゆる機会をとらえて、同制度の重要性等につき、周知を図り、通知の励行方に努めているところである。

二の(1)について

御指摘の事件に関しては、再度の不起訴処分の際に、大阪地方検察庁次席検事が、報道機関に対し、再捜査を尽くした結果、証拠上、被害者兩名が被疑者運転車両の前に飛び出したことによるものと認めざるを得ず、被疑者が被害者の飛び出しを予測して衝突を回避することは不可能であったと判断して、被疑者を不起訴処分に付した旨説明した。

二の(2)について

御指摘の件については、次のような経過であったと承知している。

大阪地方検察庁交通部長が被害者の御両親らに不起訴処分の理由の骨子につき説明した際、交通部長は、事件の重要性にかんがみ、交通部の責任者である交通部長から説明を行う旨を述べた上、被害者兩名が被疑者運転車両の前に飛び出したと認定したので、被疑者に過失を認める証拠が十分でない旨説明した。そして、交通部長が、関係証拠を総合的に検討した結果として、被害者の飛び出しを認めざるを得なかった理由を説明する中で、被害者の遺体の損傷に関する法医学の専門家による鑑定によれば、被害

者のうち一名は左足を一歩前に出した時に右側から強い外力を受け、左大腿骨を骨折したと認められると説明したところ、御両親から、

「一歩前に踏み出しただけで飛び出したということになるのですか。」との質問があったので、交通部長は、「一歩踏み出しただけで、飛び出したと言っているのではなく、一歩踏み出した状況の時に衝突したということを行っているのですから、誤解しないようにしてください。」と説明した。また、交通部長は、被疑者の速度超過に関し、たとえ被疑者が制限速度の時速四十キロメートルの速度で走行していても事故は避けられなかったことから、これをもって過失とすることはできない旨説明した。これに対し、御両親は、「どうして起訴してくれないのですか。」と繰り返して述べたが、交通部長は、約四十分間にわたって、不起訴の理由を十分説明したと判断したことから、説明を終えたものである。

その間、交通部長が、身を乗り出して語気を荒げたり、「いまどき四十キロのところを五十キロで走るのは常識でしょう。そんなことで起訴できません。」と言っているにみつけたりしたことはなく、暴言や恫喝を行ったこともなかった。

二の(3)について
被害者やその遺族に対しては、関係者のプライバシー等を損なわず、かつ、捜査及び裁判への支障等を生じない限度において、その心情等に思いを致しながら、できるだけ懇切丁寧に不起訴処分の理由の骨子を説明すべきものと考え

る。もちろん、被害者等に対し、暴言と恫喝で対応することが本制度の本旨にかなうものではない。

二の(4)について

御指摘の日に、検察官が被害者の母親から事情を聴取したことはあるが、御指摘のように犯人のような扱いをしたことはないものと承知している。

二の(5)について

事件に直接関係のない被害者の遺族から事情を聴く際には、その心情等に配慮しつつ、十分な供述を得るよう努めなければならないものと考ええる。

三について

大阪地方検察庁の説明の際の対応に問題があったとは考えていない。

(答弁通知書受領)

一、去る二十三日、内閣から、衆議院議員濱田健一君提出在日米軍による低空飛行訓練に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年八月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条により回付する。

平成十一年七月二十六日
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
参議院議長 斎藤 十朗

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は衆議院修正)

第十一章の次に次の一章を加える。

第十一章の二 衆議院の憲法調査会

第二百二条の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける。

第二百二条の七 前条に定めるもののほか、衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定める。

附則

2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二(調査会長の下に並びに衆議院の憲法調査会長を加える。

3 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「調査会」の下に、「衆議院の憲法調査会」を加える。

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

平成十一年七月十三日

提出者

議院運営委員長 中川 秀直

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程

(常任委員会合同審査会規程の一部改正)

第一条 常任委員会合同審査会規程(昭和二十二年七月十二日衆議院議決、同月十一日参議院議決の一部を次のように改正する。

第六条中「及び政府委員」を、「内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人」に改める。

第二条 常任委員会合同審査会規程の一部を次のように改正する。

第六条中「及び政務次官を、副大臣(法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。及び大臣政務官(長官政務官を含む。))」に改める。

附則

この規程中第一条の規定は国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第 号)第二条の規定の施行の日から、第二条の規定は同法第四条の規定の施行の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年七月二十六日

提出者

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 桜井 新

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条―第十一条」を「第九条―第十三条の二」に、「第十一条 (選挙権及び被選挙権を有しない者)」を「第十二条 (選挙権及び被選挙権を有しない者)」に、「第二百一条の五―第二百一条の十四」を「第二百一条の五―第二百一条の十五」に、「第二百一条の十四 (政党その他の政治団体の機関紙誌)」を「第二百一条の十四 (選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)」に改める。

第二章中第十一条の次に次の一条を加える。

(被選挙権を有しない者)

第十一条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

第四十九条に次の一項を加える。

3 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして自治省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船舶(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条(船員)に規定する船員をいう。)であるもののうち選挙の当日第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院

議員の通常選挙における投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会に提出し、行わせることができる。

議員の通常選挙における投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会に提出し、行わせることができる。

第八十六条の八第一項中「第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項」の下に、「第十二条(被選挙権を有しない者)」を加える。

第十四章の三中第二百一条の十四を第二百一条の十五とし、第二百一条の十三の次に次の一条を加える。

(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)

第二百一条の十四 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、当該候補者となつた日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならない。

2 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に違反して撤去しないポスターがあることを認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

第二百三十五條の二第一号中「第二百一十條の十四（政党その他の政治団体の機関紙誌）第一項」を「第二百一十條の十五（政党その他の政治団体の機関紙誌）第一項」に改め、同条第二号中「第二百一十條の十四」を「第二百一十條の十五」に改める。

第二百五十二條の三第一項中「第二百一十條の十四（政党その他の政治団体の機関紙誌）第一項」を「第二百一十條の十五（政党その他の政治団体の機関紙誌）第一項」に改め、同条第二項第三号中「第二百一十條の十一」の下に「又は第二百一十條の十四（選挙運動の期間前に掲げられたポスターの撤去）第二項」を加える。

第二百五十五條に次の一項を加える。

3 第四十九條第三項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、船舶において投票に立ち会ふべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八條第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは

は略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

第二百六十三條第四号中「並びに同条第二項を」同条第二項に改め、「郵送に要する費用」の下に「並びに同条第三項の規定により行われる送信に要する費用」を加える。

第二百六十九條の二中「取扱」の下に「（国外にある船舶におけるものを除く。）」を加える。

第二百七十条第二項中「前項の規定にかかわらず」の下に「第四十九條（不在者投票）第一項若しくは第三項の規定による投票に関し国外においてする行為」を加える。

第二百七十条の二第一項中「第四十九條（不在者投票）第一項」の下に「又は第三項」を加え、「及び」を「（国外においてするものを除く。次項において同じ。）及び」に改め、同条第二項中「第四十九條第一項」の下に「又は第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四十九條に一項を加える改正規定、第二百五十五條に一項を加える改正規定並びに第二百六十三條第四号、第二百六十九條の二、第二百七十条第二項及び第二百七十条の二の改正規定並びに次条第二項、附則第四條中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四條第一項の表以外部分の改正規定、附則第六條及び附則第七條中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條の表以外の部分の改正規定（第四十六條の二）の下に、第四十九條第

三項を、「第二百五十二條の三」の下に、「第二百五十五條第三項」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第十一條の二及び第八十六條の八第一項の規定（他の法律において準用する場合を含む。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお従前の例による。

2 新法第四十九條第三項、第二百五十五條第三項及び第二百六十三條第四号の規定並びに附則第六條の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、同日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 新法第二百一十條の十四の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十七條第一項及び第百四十三條第一項中「若しくは同法第二百五十二條」を、「第十一

條の二若しくは第二百五十二條」に改める。

（漁業法の一部改正）

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第八十七條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公職選挙法第三條（公職の定義）に規定する公職にある間に犯した同法第十一條第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終り又はその執行の免除を受けた者でその執行を終り又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

第九十一條第二号中「第八十七條第二項若しくは第三項」を「第八十七條第三項若しくは第四項」に改める。

第九十四條第一項の表以外の部分中「第四十六條の二」の下に、「第四十九條第三項」を、「第二百五十二條の三」の下に、「第二百五十五條第三項」を加え、同項の表第八十六條の八第一項の項中「第十一條第一項」の下に、「第十一條の二」を、「第八十七條第一項第二号」の下に「若しくは第二項」を加え、同表第九十條の項及び第九十一條第二項の項中「第八十七條第二項又は第三項」を「第八十七條第三項又は第四項」に改め、同表第百三十五條第一項の項中「第八十七條第二項」を「第八十七條第三項」に改め、同表第百三十六條の項中「第八十七條第三項」を「第八十七條第四項」に改める。

第九十七条第一項中「第八十七条第一項第二号」の下に「若しくは第二項を加え、〔除く外〕を除くほか」に改める。

(漁業法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の漁業法の規定は、施行日以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお従前の例による。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第三項の規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として自治大臣が定める額を加算する。

第十二条の二 前条第一項第四号

第十一条の表第八十六條の八第一項の項中「第十一條(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項の下に、第十一條の二(被選挙権を有しない者)」を加える。

第十三条中「若しくは同法第二百五十二条を、」第十一條の二若しくは第二百五十二条に、「公職選挙法第十一條又はを、公職選挙法第十一條、第十一條の二又は」に改める。

第十三条の二第一項中「次項及び」及び「(指定船舶における不在者投票を除く)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 公職選挙法第四十九条第三項の規定により不在者投票管理者の管理する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、同項の規定により市区町村の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信するために要する通信料とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中、「(選挙権及び被選挙権を有しない者)」の下に、「第四十八條の二の下に、第四十九條第三項を、第二百五十二条の三の下に、第二百五十五条第三項を加え、同条の表第十一條第二項の次に次のように加える。

農業委員会等に関する法律第十一條において準用する前条第一項第四号

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定のうち同法別表第一「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)」の項第二号中「第二

百一条の十一第十一項の下に」及び「第二百一条の十四第二項を加え、同項第五号中」及び「第二百一条の十一第十一項を、並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改め、地方自治法別表第二「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)」の項第二号中「及び第二百一条の十一第十一項を、並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改める。

第四百六十條のうち公職選挙法第十七章中第二百七十四條の次に一條を加える改正規定のうち同法第二百七十五條第一項第二号中「第二百一条の十一第十一項」の下に」及び「第二百一条の十四(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)第二項を加え、同項第五号中」及び「第二百一条の十一第十一項を、並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改め、同条第二項第二号中「及び第二百一条の十一第十一項」を、並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項」に改める。

理由

政治に対する国民の信頼を高めるとともに、船員である選挙人のうち選挙の当日遠洋区域を航行する船舶において職務に従事すると見込まれる者に衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙における投票の機会を与えるため、公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられた者の被選挙権の停止期間を五年間延長するとともに、船舶において投票の記載をし、これをファクシミリ装

置を用いて送信する方法による投票方法を設け、あわせて選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、当該ポスターにつき撤去義務を課す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億五千万円の増加となる見込みである。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年七月二十六日

提出者

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 桜井 新

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律

(仮名による株取引等の禁止)

第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等(株券等、株券(端株券を含む)、新株引受権を表示する証券若しくは証券、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下同じ。の取得又は譲渡をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(罰則)
 第二条 前条の規定に違反して株取引等を行った者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 第一条の規定は、この法律の施行前に行つた株券等の信用取引(証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第九項の証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号の外国証券会社をいう。)から信用の供与を受けて行つた株券等の買付け又は売付けをいう。)の決済に必要な株券等の売付け又は買付けをする場合には、適用しない。

理 由

政治倫理の確立を期するため、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右
 国会に提出する。

平成十一年七月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項に次の一号を加える。

八 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)第四条第二項に規定する認定事

業再構築計画(同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限り)に従つて同法第二条第二項に規定する事業再構築を行う第十條第二項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十七条第一項第一号に規定する確認を受けたもの(前各号に掲げる個人に該当する者を除く。)当該認定事業再構築計画に定める機械及び装置

第十一条の三第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で、産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画(同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限り。以下この項において「事業再構築計画」という。)に係る同法第三条第一項の認定(同法第四条第一項の認定を含む。)を受け、かつ、同法第十七条第一項第一号及び第二項の確認を受けたものが、同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械その他の減価償却資産で同法第二条第二項第二号に規定する事業革新に著しく資するものとして政令で定めるもの(当該事業再構築計画に記載されたものに限る。以下この条において「事業革新設備」という。)を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合に、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業革新設備(前二条の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十

九条第一項の規定にかかわらず、当該事業革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十八(当該事業革新設備が産業活力再生特別措置法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更について定められている事業再構築計画に記載されたものである場合には、百分の二十四)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業革新設備の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の三第二項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」を「産業活力再生特別措置法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十九号の上欄」を「第十九号の上欄のイからハまで」に、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定」に、「収入金額の百分の八十(買換資産が同表の第二十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の六十とし、同表の第十号又は第

十一号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の九十とする)を「収入金額の百分の八十(買換資産が同表の第二十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の六十とし、同表の第十号若しくは第十一号の下欄に掲げる資産又は第十九号の下欄に掲げる資産同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地及び建物若しくは構築物又は土地の上に存する権利及び建物若しくは構築物の譲渡であり、かつ、当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合には同号の下欄に掲げる資産に限る。)に該当する場合には百分の九十とする。以下この項において同じ」に、「取得価額の百分の八十(買換資産が同表の第二十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の六十とし、同表の第十号又は第十一号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の九十とする)」を「取得価額の百分の八十」に改め、同項の表の第一号の上欄中「この条」の下に「及び第三十七条の三」を加え、同表の第十九号を次のように改める。

十九 国内にある土地等、建物又は構築物で、イからハまでに掲げる個人により取得がされ、かつ、その取得の日から起算して十年を超えない期間(以下この表及び第五項において「所有期間」という。)を有するもの(以下この表及び第五項において「認定資産」という。)に、イ又はハに掲げる個人にあっては、その譲渡の日から起算して十年を超えない期間(以下この表及び第五項において「譲渡期間」という。)を有するもの(以下この表及び第五項において「譲渡資産」という。)

既成市街地等以外の地域内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置で、イからハまでに掲げる個人により取得がされ、かつ、その取得の日から起算して十年を超えない期間(以下この表及び第五項において「所有期間」という。)を有するもの(以下この表及び第五項において「認定資産」という。)

既成市街地等以外の地域内にある土地等、建築物又は機械及び装置でそれぞれ上欄のイからハまでに規定する事業再構築計画の定めるところにより取得をされるもの

るもの(それぞれイからハまでに規定する事業再構築計画の定めるところにより譲渡をされるものに限るものとし、イ又はハに掲げる法人にあつては、その譲渡の日前一年以内のいづれかの時において産業活力再生特別措置法第十七条第三項第一号に規定する特定業種に属する事業以外の事業の用に専ら供されてきたものを除く。)

イ 産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの期間(以下この号において「特定期間」という。)内に同法第三條第一項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新)について計画が定められていないものに限る。ロにおいて同じ。ハに係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定を含む。以下この号において同じ。)を受け、かつ、同法第十七條第三項の認定(同項第一号に該当するものとして受けたものに限る。ハにおいて同じ。)を受けた法人

ロ 特定期間内に産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画に係る同項の認定を受け、かつ、同法第十七條第三項の認定(同項第二号に該当するものとして受けたものに限る。)を受けた法人
ハ 特定期間内に産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業革新)について計画が定められていないものに限る。ロに係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定を含む。以下この号において同じ。)を受け、かつ、同法第十七條第三項の認定(同項第一号に該当するものとして受けたものに限る。)を受けた法人(イに掲げる法人に該当するものを除く。)

第六十五條の八第一項中「第二十号の上欄を」を「第二十号の上欄のイからハまでに」、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定に」、「又は第十一号の場合」を「若しくは第十一号の場合又は第二十号の場合(同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。)」に改める。

第六十五條の九中「第二十号の上欄を」を「第二十号の上欄のイからハまでに」、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定に」に改める。

第六十六條第一項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(以下この項において「事業革新法」という。)(第五條第二項に規定する

事業革新計画に係る同条第一項の承認(事業革新法第六條第一項の承認)を「産業活力再生特別措置法第三條第二項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新)について計画が定められているものに限る。)」に係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定)に、「共同計画に係る承認」を「共同計画に係る認定」に改め、「受けたもの(の下に)同法第十七條第四項の認定を受けたものに限るものとし、」を加え、「事業革新法第五條及び第六條を「産業活力再生特別措置法第三條及び第四條に」、「平成十一年四月一日」を「同法の施行の日」に、「当該事業革新計画」を「当該事業再構築計画」に改める。

第六十六條の十二第一項中「(次項において「廃棄事業年度」という。))を削り、「この条を」この項に、「として、政令で定めるところにより」を「として」に改め、同条第二項中「前項を」第一項及び第二項に、「同項の法人が廃棄事業年度を」法人の設備廃棄等による欠損金額が生じた事業年度に、「設備廃棄を」当該設備廃棄等に、「同項の規定を」これらの規定に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新)について計画が定められているものに限る。に係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定を含む。))を受けたもの(同法第十七條第五項の認定を受けたものに限る。))が、同法の施行

の日から平成十三年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画に基づく設備の廃棄等(同法第十七條第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄に該当するものをいう。以下この項において同じ。))を行った場合において、当該法人の当該設備の廃棄等を行った日を含む事業年度(以下この項において「廃棄事業年度」という。))の法人税法第二條第二十号に規定する欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行ったことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額(以下この項において「設備廃棄等による欠損金額」という。))があるとときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同法第五十七條第一項中「五年」とあるのは「七年」として、同項の規定を適用する。ただし、当該設備廃棄事業年度において、当該設備廃棄等による欠損金額につき同法第八十一條第一項の規定を適用する場合については、この限りでない。

3 第一項又は前項の規定の適用がある場合における設備廃棄等による欠損金額(第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額又は前項に規定する設備廃棄等による欠損金額をいう。以下この条において同じ。))で当該事業年度において生じたものに係る更正(法人税法第二條第四十三号に規定する更正をいう。以下この項において同じ。))は、国税通則法第七十條第二項の規定及び第六十六條の四第十六項の規定にかかわらず、その更正に係る法人税の同法第二條第七号に規定する法定申告期限(同法第六十一條第一項に規定する還付請求申告書に係る更正について

は、当該還付請求申告書(提出した日)から七年を経過する日まで、することができ、この場合において、同法第七十条第五項及び第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の十二第三項(欠損金の繰越期間の特例)」と、同条中「前条の規定」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の十二第三項(欠損金の繰越期間の特例)」とする。

第六十六条の十二に次の一項を加える。

5 前二項に定めるもののほか、設備廃棄等による欠損金額の生じた事業年度後の各事業年度の所得の金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。第六十六条の十四中「の欠損金額の下に」及び第六十六条の十二第二項に規定する設備廃棄等による欠損金額を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する設備廃棄等による欠損金額がある場合における法人税法第八十一条の規定の適用については、同条第一項中「欠損金額」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第二項(欠損金の繰越期間の特例)に規定する設備廃棄等による欠損金額(以下この条において「設備廃棄等による欠損金額」という。)が」と、「当該欠損金額」とあるのは「当該設備廃棄等による欠損金額」と、「の欠損金額」とあるのは「の設備廃棄等による欠損金額」と、同条第二項中「欠損金額」とあるのは「設備廃棄等による欠損金額」と読み替えるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する

設備廃棄等による欠損金額がある場合における法人税法第八十一条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十条第一項中「特定事業者の事業革新の円滑化に關する臨時措置法(以下この項において「事業革新法」という。)(第五條第一項(新事業創出促進法第九條の規定により適用される場合を含む。)、事業革新法第六條第一項(新事業創出促進法第九條の規定により読み替へて適用される場合を含む。)、事業革新法第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承認(事業革新法の施行の日の翌日)を「新事業創出促進法第九條の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項若しくは第四條第一項の規定による認定(同法の施行の日)に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 産業活力再生特別措置法第四條第一項に規定する認定事業者又は同法第七條第一項に規定する認定活用事業者が、同法第三條第一項若しくは第四條第一項の規定による認定(同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間にされたものに限る。)に係る同条第二項に規定する認定事業再構築計画(同法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。)又は同法第六條第一項若しくは第七條第一項の規定による認定(同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間にされたものに限る。)に係る同条第二項に規定する認定活用事業計画に基づき行ふ次の各号に掲げる事項の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で

定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九條の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社又は有限会社(以下「株式会社」という。)の設立又は資本の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の二(それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額(当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円)を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五)

三 当該認定事業者(産業活力再生特別措置法第十三條の規定による主務大臣の認定を受けた者に限る。)が自らの債務を消滅させるためにその債権者に対して株式の発行を行う場合の資本の増加(当該株式の発行により消滅する債務に対応する部分に限る。)

四 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受の場合における不動産又は船舶の所有権の取得(次号に掲げるものを除く。)

イ 又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合
イ 不動産の所有権の取得 千分の三十五
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三
五 合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 千分の三

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(個人の事業革新設備等の特別償却に關する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十一條の三第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する承認を受けた同項の個人が、最初に当該承認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に取得又は製作をした同項に規定する事業革新設備については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「個人で」とあるのは「個人で、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)附則第五條の規定による廃止前の」と、「第十五條」とあるのは「以下この項において「旧事業革新法」という。」「第十條」と、「同法」とあるのは「旧事業革新法」と、「平成十三年三月三十一日まで」とあるのは「産業活力再生特別措置法の施行の日の前日まで」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)(第十條の二から第十條の五まで、第十條の七、第十一條の三から第十四條まで、第十六條、第二十八條の三、第三十三條の六、第三十七條の三(新法第三十七條の五第二項及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律(平成七年法律第十一號)第十四條第五

項において準用する場合を含む。及び第三十七
条の九の二の規定並びに租税特別措置法及び販
神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(平成十一年法律第九号。以下この項において
「平成十一年改正法」という。附則第十条第九項
又は第十一項の規定によりなおその効力を有す
るものとされる平成十一年改正法第一条の規定

による改正前の租税特別措置法(以下この項に
おいて「平成十一年旧法」という。第十三条の二
及び平成十一年改正法附則第十四条第六項の規
定によりなおその効力を有するものとされる平
成十一年旧法第三十七條の三の規定の適用につ

いては、新法第十条の二第二項中「又は第十六
条」とあるのは若しくは第十六条又は租税特別
措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律

第 号)附則第二条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされる同法による改
正前の租税特別措置法第十一条の三(以下「旧法

第十一条の三」という。)、同条第三項、新法
第十条の三第一項及び第三項、第十条の四第一
項及び第三項並びに第十条の五第一項及び第三

項中「又は第十六条」とあるのは若しくは第十
六条又は旧法第十一条の三と、新法第十条の
七第一項及び第三項中「の規定」とあるのは

「又は旧法第十一条の三の規定」と、新法第十
一条の三第二項中「又は前項」とあるのは若し
くは前項又は旧法第十一条の三と、同条第三

項中「又は前二項」とあるのは若しくは前二
項又は旧法第十一条の三と、新法第十一条の四
第一項中「前二項」とあるのは若しくは前二

項又は旧法第十一条の三と、新法第十二条の
三第一項及び第十二条の四第一項中「までの規
定」とあるのは、まで又は旧法第十二条の三の規

定と、新法第十三条第一項及び第三項中「又は
第十四条から第十六条まで」とあるのは若しく
は第十四条から第十六条まで又は旧法第十三条

の三と、新法第十三条の二第二項中「又は次条
から第十六条まで」とあるのは若しくは次条か
ら第十六条まで又は旧法第十三条の三と、新

法第十三条の三第一項中「第十二条の四まで」と
あるのは「第十二条の四まで又は旧法第十三条
の三」と、新法第十四条第二項中「又は第十一

条」とあるのは若しくは第十一條と、「前条」
とあるのは「前条又は旧法第十三条の三」と、新
法第十六条第一項中「第十二条の四まで」とある

のは「第十二条の四まで又は旧法第十三条の三」
と、新法第二十八条の三第三項、第三十三條
の六第二項、第三十七條の三第三項及び第三十

七条の九の二第五項中「第十六条まで」とある
のは「第十六条まで並びに旧法第十三条の三と、
平成十一年改正法附則第十条第九項又は第十一

項の規定によりなおその効力を有するものとさ
れる平成十一年旧法第十三条の二第二項中「又
は次条から第十六条まで」とあるのは若しくは

次条から第十六条まで又は租税特別措置法の一
部を改正する法律(平成十一年法律第 号)
附則第二条第一項の規定によりなおその効力を

有するものとされる同法による改正前の租税特
別措置法第十一条の三と、平成十一年改正法
附則第十四条第六項の規定によりなおその効力

を有するものとされる平成十一年旧法第三十七
条の三第三項中「第十六条まで」とあるのは「第
十六条まで並びに租税特別措置法の一部を改正

する法律(平成十一年法律第 号)附則第二
条第一項の規定によりなおその効力を有するも
のとされる同法による改正前の租税特別措置法

第十一条の三とする。
(特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所
得の課税の特例に関する経過措置)

第三条 旧法第三十七條第一項の表の第十九号の
上欄に規定する個人が施行日前に行った同欄に
掲げる資産の譲渡については、なお従前の例に

よる。
2 旧法第三十七條第一項の表の第十九号の上欄
に規定する個人が施行日から同欄の認定を受け

た日以後三年を経過する日までの間に行う同欄
に掲げる資産の譲渡については、同条から旧法
第三十七條の四まで(同号に係る部分に限る。)

の規定は、なおその効力を有する。この場合に
おいて、同欄中「特定事業者の事業革新の円滑
化に関する臨時措置法」とあるのは「産業活力再

まで」とあるのは「産業活力再生特別措置法の施
行の日の前日まで」と、「同法」とあるのは「旧事
業革新法」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第
三十一條の三、第三十四條から第三十四條の三
まで、第三十五條、第三十六條の二、第三十六

條の五、第三十六條の六、第三十七條の五及び
第三十七條の六の規定の適用については、新法
第三十一條の三第一項中「第三十七條の九の二

の規定」とあるのは「第三十七條の九の二の規定
若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第 号)附則第三条第二項

の規定によりなおその効力を有するものとされ
る同法による改正前の租税特別措置法(以下「平
成十一年旧法」という。第三十七條若しくは第

三十七條の四の規定」と、新法第三十四條第一
項、第三十四條の二第一項及び第三十四條の三
第一項中「又は第三十七條の九の二」とあるのは

「若しくは第三十七條の九の二又は平成十一年
旧法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、
新法第三十五條第一項中「第三十七條の九の二

の規定」とあるのは「第三十七條の九の二の規
定若しくは平成十一年旧法第三十七條若しくは第
三十七條の四の規定」と、新法第三十六條の二

第一項中「又は第三十七條の九の二」とあるのは
「若しくは第三十七條の九の二又は平成十一年
旧法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、
新法第三十七條の五第一項中「若しくは第三十
七條」とあるのは「若しくは第三十七條若しくは

旧法第三十七條若しくは第三十七條の四の規定とする。

4 前三項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六條の規定の適用については、同法第一條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第三條第一項から第三項までの規定並びに」とする。(法人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置)

第四條 施行日前に、旧法第四十四條の四第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する承認を受けた同項の法人が、最初に当該承認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間(同項に規定する政令で定める法人にあっては、同項に規定する政令で定める期間)内に取得又は製作をした同項に規定する事業革新設備については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)附則第五條の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号。以下この項において「旧事業革新法」という。)」と、「同法」とあるのは「旧事業革新法」と、「平成十三年三月三十一日まで」とあるのは「産業活力再生特別措置法の施行の日の前日まで」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の五から第四十二條の十まで、第四十

二條の十二、第四十四條の四から第四十九條まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十一條の三、第六十四條(新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の七(新法第六十五條の八第七項、第六十五條の十三第四項及び第六十五條の十四第七項並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十條第五項及び第二十一條第七項において準用する場合を含む。)及び第六十七條の四の規定並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「平成十一年旧法」という。第四十六條及び平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新法第四十二條の五第一項中「第四十九條」とあるのは「第四十九條若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四(以下「旧法第四十四條の四」という。))と、同條第二項、新法第四十二條

の六第一項及び第二項、第四十二條の七第一項及び第二項、第四十二條の八第一項及び第二項、第四十二條の九第一項並びに第四十二條の十第一項中「第四十九條」とあるのは「第四十九條若しくは旧法第四十四條の四」と、新法第四十二條の十二第一項及び第二項、第四十四條の四第二項及び第三項、第四十四條の五第一項、第四十四條の六第一項、第四十四條の七第一項、第四十四條の八第一項、第四十四條の九第一項、第四十四條の十第一項、第四十五條第一項、第四十五條の二第一項から第三項まで、第四十五條の三第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項及び第二項、第四十六條の三第一項、第四十七條第二項、第四十八條第一項並びに第四十九條第二項中「又はこれらの規定」とあるのは「若しくは旧法第四十四條の四又はこれらの規定」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「又は第四十三條から第四十八條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十八條まで又は旧法第四十四條の四」と、新法第六十一條の三第四項、第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに旧法第四十四條の四と、平成十一年改正法附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第四十六條第一項中「又はこれらの規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法によ

る改正前の租税特別措置法第四十四條の四又はこれらの規定」と、平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七第七項中「第五十條まで」とあるのは「第五十條まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四條の四」とする。

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第五條 旧法第六十五條の七第一項の表の第二十号の上欄に規定する法人が施行日前に行った同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十五條の七第一項の表の第二十号の上欄に規定する法人が施行日から同欄の認定を受けた日以後三年を経過する日までの間に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、同條から旧法第六十五條の九まで(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同欄中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)附則第五條の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号。以下この号において「旧事業革新法」という。))と、「平成十三年三月三十一日まで」とあるのは「産業活力再生特別措置法の施行の日の前日まで」と、「同法」とあるのは「旧事業革新法」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第六十二條の三、第六十五條の三から第六十五條の五まで及び第六十五條の十の規定の適用については、新法第六十二條の三第九項中「又は第六十四條」とあるのは、「第六十四條」と、「第六十六條の規定」とあるのは「第六十六條の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）附則第五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）第六十五條の七から第六十五條の九までの規定」と、又は第六十五條の十四第四項の規定又は平成十一年旧法第六十五條の七第四項（平成十一年旧法第六十五條の八第六項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五條の八第三項若しくは第四項の規定」と、新法第六十五條の三第一項、第六十五條の四第一項及び第六十五條の五第一項中「第六十五條の九まで」とあるのは「第六十五條の九まで若しくは平成十一年旧法第六十五條の七から第六十五條の九まで」と、新法第六十五條の七から第十一項各号中「又は前三條」とあるのは「若しくは前三條又は平成十一年旧法第六十五條の七から第六十五條の九まで」とする。

（共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）
第六條 旧法第六十六條第一項に規定する特定事業法人が施行日前にした同項に規定する特定共同出資については、なお従前の例による。
（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）
第七條 新法第六十六條の十二第三項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度において生じた同項に規定する設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六條の十二第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。
（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）
第八條 新法第六十六條の十四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた同条第一項に規定する欠損金額又は設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六條の十四に規定する欠損金額については、なお従前の例による。
（登録免許税の特例に関する経過措置）
第九條 施行日前にされた旧法第八十條第一項に規定する承認（同項に規定する事業革新法の規定による承認に限る。）に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
（平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第十條 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
附則第五條第二項中「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律

の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下「平成十一年改正法」という。）第一条の規定による「を」租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正措置法」という。）による」に、「平成十一年新法を「平成十一年新措置法」に改め、同条第三項中「平成十一年新法」を「平成十一年新措置法」に、「並びに平成十一年改正法」を「並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下「平成十一年改正法」という。）に、「第十三條の二及び」を「第十三條の二に」、「第三十七條の三の規定」を「第三十七條の三及び平成十一年改正措置法附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正措置法による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧措置法」という。）第三十七條の三の規定」に改める。
附則第七條第二項中「平成十一年新法を「平成十一年新措置法」に改め、同条第三項中「平成十一年新法」を「平成十一年新措置法」に、「平成十一年旧法」を「平成十一年旧措置法」に、「平成十一年旧法第四十六條及び」を「平成十一年旧法第四十六條に」、「含む」の規定を含む。及び平成十一年改正措置法附則第五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第六十五條の七（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）の規定」に改める。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、事業再構築計画の認定を受けた事業者に関し、事業革新設備の特別償却、事業用資産の買換えの場合等の課税の特例、設備廃棄等による欠損金の繰越期間の特例、登録免許税の特例等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定を受けた事業者に関し、税制上の特別措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 事業構造変更及び事業革新を行う旨が定められている認定事業再構築計画に従って事業再構築を行う中小企業者が、平成十三年三月三十一日までに取得等をした機械装置について、取得価額の百分の三十の特別償却又は取得価額の百分の七の特別税額控除の選択適用を認める。

2 事業革新を行う旨の事業再構築計画の認定を受けた事業者が、平成十三年三月三十一日までに取得等をした特定の機械装置等（事業革新設備）について、取得価額の百分の十八（一定の事業革新設備については、百分の二十四）の特別償却を認める。

起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律

(新事業創出促進法の一部改正)

第一条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の四」に、「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第四条中「中小企業総合事業団」の下に「(以下「事業団」という。を、平成十一年法律第十九号」の下に、以下「事業団法」という。を加え、「この法律の目的を達成する」を「個人による創業等を支援する」に改める。

第七条の見出しを「(事業団法の特例)」に改め、同条中「中小企業総合事業団の業務」を「事業団の業務」に、「中小企業総合事業団法」を「事業団法」に、「同法」を「事業団法」に改める。

第二章中第十一条の次に次の三条を加える。

(女性による創業等を促進するための措置)

第十一条の二 国は、女性による創業等を促進し、かつ、女性に対しその機会が均等に確保されるようにするため、資金調達の円滑化に資するための措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(女性による創業等に係る事業を行う者の受注機会の増大の努力)

第十一条の三 国及び公庫等(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。第十七条の五において同じ。)は、物品等又は役務の調達のための契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用

に留意しつつ、女性による創業等に係る事業の経営の自立が図られるようにするため、当該事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。

(民間団体等が行う女性による創業等の支援活動を促進するための措置)

第十一条の四 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う女性に対する創業等に必要知識の提供その他の女性による創業等の支援に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第十五条の次に次の一項を加える。

2 各省各庁の長等は、前項の規定による要請に基づきとった措置について、通商産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣に通知するものとする。

第十五条の次に次の四条を加える。

(特定補助金を交付すべきものと認めなかった場合の通知)

第十五条の二 国等は、中小企業者等から特定補助金等の交付の申請があつた場合において、当該特定補助金を交付すべきものと認めなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該特定補助金等の交付を申請した者に通知しなければならない。

(特定補助金等の成果に係る特許権等の取扱)

第十五条の三 国は、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発の成果に係る国有の特許権及び実用新案権について、当該中小企業者等その他の政令で定める者に対し通常実

施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

(事業団の業務の特例)

第十五条の四 事業団は、事業団法第二十一条第一項に規定する業務のほか、特定補助金等に係る研究開発の成果を利用した事業活動を支援するため、次の業務を行う。

一 特定補助金を交付された事業を営んでいない個人が行う特定補助金等に係る研究開発の成果を利用した新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓に必要な助成又は資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(事業団法の特例)

第十五条の五 前条の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び新事業創出促進法第十五条の四に規定する業務(以下「特定新技術事業活動支援業務」という。を、主務大臣」とあるのは「主務大臣(特定新技術事業活動支援業務に係るものについては、通商産業大臣)」と、事業団法第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「を(除く。)」とあるのは「を(除く。及び特定新技術事業活動支援業務)」と、事業団法第三十二条第一項第一号中「(附帯する業務」とあるのは「(附帯する業務並びに特定新技術事業活動支援業務)」と、事業団法第三十五条第一項中「新事業開拓促進業務」という。とあるのは「新事業開拓促進業務とい

う。並びに特定新技術事業活動支援業務」と、同条第四項及び第五項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務及び特定新技術事業活動支援業務」と、事業団法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(特定新技術事業活動支援業務に係る事項については、通商産業大臣)」と、事業団法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は新事業創出促進法」と、事業団法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び新事業創出促進法第十五条の四」とする。

第三章中第十七条の次に次の四条を加える。

(特定補助金等に係る制度の円滑な利用に資するための措置)

第十七条の二 国等は、中小企業者等による特定補助金等に係る制度の円滑な利用に資するため、広報活動の充実、申請手続の簡素化その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定補助金等に係る研究開発の円滑な実施に資するための措置)

第十七条の三 国等は、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発の円滑な実施に資するため、特定補助金を交付された中小企業者等の氏名又は名称及び住所並びに当該特定補助金等に係る研究開発の目的及び内容に関する情報の開示その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定補助金等の成果の普及のための措置)

第十七条の四 国等は、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発の成果の市場への普及の機会の増大を図るため、その成果に関する情報の開示その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定補助金等の成果を利用した新商品等の利用の促進の努力)

第十七条の五 国及び公庫等は、物品等又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発の成果を利用した新商品等の利用を促進するよう必要な考慮を払うものとする。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)

第二条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(国立大学の教員等の兼職の特例)

第八条の二 国立大学の教員等(学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校であつて国若しくは地方公共団体が設置するものの教授、助教授、講師若しくは助手又は国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関の職員のうち専ら研究若しくは教育に従事する者をいう。以下この条において同じ。)は、承認事業者の役員等の職を兼ねることがその者の所属する大学における技

術に関する研究成果を民間事業者に移転するために特に必要であると任命権者において認める場合には、その職を兼ねることができる。

2 国立大学の教員等は、民間事業者の役員等の職を兼ねることがその者の研究に係る特定研究成果を活用する事業を実施するために特に必要であると任命権者において認める場合には、その職を兼ねることができる。

3 前二項の場合においては、国家公務員たる国立大学の教員等にあつては国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百三条第三項の規定による承認又は同法第百四条の規定による許可を要せず、地方公務員たる国立大学の教員等にあつては地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第三十八条第一項の規定による許可を要しない。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第一項中「千円を」「三千万円に改め、同項第一号中「二年を」「一年に改める。

第三十七条の十第二項中「その他これに類するものとして政令で定める」を「又は証券取引法第七十五条第一項の規定により登録されている」に、「その他の」を「又は当該登録された日として」「三年を」「二年に」「(証券取引法を(同法)に、「二分の一」を「五分の一」に改める。

第三十七条の十三の見出し中の「繰越控除等」を「に対する課税の特例」に改め、同条第一項中

「第五項を」第七項に改める。

第三十七条の十三第八項を削り、同条第七項中「第四項の規定の適用がある場合における」を「第五項の規定の適用がある場合における」に、「第三十七条の十三第四項を」第三十七條の十三第五項に改め、同項を同条第八項とする。

第三十七條の十三第六項を削り、同条第五項中「前項を」第三項に改め、同項を同条第七項とする。

第三十七條の十三第四項中「(第八項において準用する所得税法第百二十三条第一項(同法第百六十六條において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下この項及び第六項において同じ。」を削り、「譲渡損失の金額」の下に「前項後段の規定により読み替えて適用される所得税法第六十九條の規定の適用を受けて当該各年において同条第一項の規定により他の各種所得の金額からの控除の金額の計算の基礎となつたもの、次項の規定の適用を受けて前年以前において総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額からの控除の金額の計算の基礎となつたもの又は」を加え、「場合には、第三十七條の十第一項後段の規定にかかわらず」を「場合には、同法第七十條の規定の適用については、」に、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該」を「第三十七條の十第一項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の場合において、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額のうち、当該確定申告書に係る年分の第三十七條の十第一

項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額については、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

第三十七條の十三第三項の次に次の一項を加える。

4 確定申告書を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、特定株式に係る譲渡損失の金額(当該金額が三千万円を超えるときは、三千万円)を有する場合には、当該特定株式に係る譲渡損失の金額については、第三十七條の十第一項後段及び同条第七項第四号の規定は適用しない。この場合において、同項第五号中「第七十一条」とあるのは、「第六十九条」とする。

第三十七條の十三第九項中「第四項を」第五項又は第六項に、「第三十七條の十三第五項」を「第三十七條の十三第七項」に、「繰越控除等」を「に対する課税の特例」に改める。

第三十七條の十三第十項中、「当該」を、「第四項から第六項までの規定の適用がある場合における所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例、払込みにより取得をした」に、「第五項を」第七項に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。前にされた第三条の規定による改正前の租

税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」とい

う。第二十九条の二第二項に規定する付与決議

に基づき締結された同項の契約により与えられ

る同項に規定する特定株式譲渡請求権に係る

株式の取得については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第三十七条の十第二項に規

定する株式の同項に規定する上場等の日が施行

日前である場合における当該株式の同項に規定

する譲渡による同条第一項に規定する株式等に

係る譲渡所得等の金額については、なお従前の

例による。

3 第三条の規定による改正後の租税特別措置法

第三十七条の十三の規定は、平成十二年分以後

の所得税について適用し、平成十一年分以前の

所得税については、なお従前の例による。

4 前三項に定めるもののほか、第三条の規定の

施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

新規雇用を創出し、活力ある我が国経済社会を

構築するためには、個人による創業、新技術の企

業化その他の新たな事業の創出を促進することが

重要であることにかんがみ、起業家支援を一層強

化するため、中小企業者等の新技術を利用した事

業活動を促進するための措置及び女性起業家を支

援するための措置を講じ、並びに研究成果の企業

化等のための国立大学の教員等に係る民間事業者

等の役員等との兼職の特例を設けるとともに、ベ

ンチャー支援に関する税制を拡充する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千億

円の見込みである。

一 創業家支援のための新事業創出促進法等の

一部を改正する法律案(中野寛成君外四名

提出)に關する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、新規雇用を創出し、活力ある我が国

経済社会を構築するためには、個人による創

業、新技術の企業化その他の新たな事業の創出

を促進することが重要であることにかんがみ、

起業家支援を一層強化するため、中小企業者等

の新技術を利用した事業活動を促進するための

措置及び女性起業家を支援するための措置を講

じ、並びに研究成果の企業化等のための国立大

学の教員等に係る民間事業者等の役員等との兼

各省庁の長等が特定補助金等の交付に關し

とった措置の通知、特定補助金等の不交付

の場合における通知、特定補助金等の成果に

係る特許権等の取扱い、特定補助金等に係る

制度の円滑な利用に資するための措置及び特

定補助金等の成果を利用した新商品等の利用

の促進の努力等について定める。

3 研究成果の企業化等のための国立大学の教

員等の兼職の特例

国立大学の教員等について、その者が所属

する大学における技術に關する研究成果を民

間事業者に移転するための承認事業者の役員

等の兼職等について定める。

4 ベンチャー支援に關する税制の拡充

特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等

の行使による株式の取得に係る経済的利益の

非課税措置の拡充、新規に上場又は店頭登録

するものであるが、妥当でないものと認め、否

決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一

千億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意

見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣

を代表して与謝野通商産業大臣より、「政府と

しては反対である旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成十一年七月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

産業活力再生特別措置法案

右

国会に提出する。

平成十一年七月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業再構築の円滑化(第三条―第二十

一条)

第三章 創業及び中小企業者による新事業の開

拓の支援(第二十一条―第二十九条)

第四章 研究活動の活性化等(第三十条―第三

十三条)

第五章 雑則(第三十四条―第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状にかんがみ、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「経営資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいう。

2 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業(以下「中核的事业」という。)の強化を目指すした事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造の変更であつて、次に掲げるもの(第十四条第一号並びに第十七条第一項、第四項及び第五項において「事業構造変更」という。)

イ 合併、営業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者(当該事

業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者(新たに設立される法人を含む。)をいう。以下同じ。)となる場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社の設立による中核的事业の開拓、拡大又は能率の向上

ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、営業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡(当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもの(第十七条及び第二十条第一項において「事業革新」という。))

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売若しくは役務の提供を著しく効率化し、又は国内における新たな需要を相当程度開拓すること。

ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に

係る費用を相当程度低減すること。

3 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く。)

二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

4 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

二 前項第一号に掲げる創業を行った個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの

三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であつて、二月以内に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

四 前項第二号に掲げる創業を行ったことにより設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

5 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以

下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

6 この法律において「経営資源活用新事業」とは、中小企業者が、現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓(以下「新事業の開拓」という。)を行うことをいう。

第二章 事業再構築の円滑化
(事業再構築計画の認定)

第三条 事業者は、その実施しようとする事業再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十五年三月三十一日までに主務

大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその事業再構築のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して事業再構築計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業再構築計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業再構築の目標
二 事業再構築の内容及び実施時期
三 事業再構築の実施に必要な資金の額及びその調達方法
四 事業再構築に伴う労務に関する事項
五 事業再構築計画には、関係事業者が当該事業者の事業再構築のために行う措置に関する計画を含めることができる。

6 事業再構築計画には、当該事業者の事業再構築のために行うものであって、当該事業再構築の実施の円滑化を図るものとして主務省令で定める要件に該当する関係事業者以下「特定関係事業者」というものが行う措置に関する計画を含めることができる。

7 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業再構築計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業再構築計画に係る事業再構築の目標として、生産性を相当程度向上させることが明確であること。
二 当該事業再構築計画に係る事業再構築が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業再構築計画に係る事業再構築により、当該事業者の経営資源が有効に活用されるものであること。

四 当該事業再構築計画に係る事業再構築が、内外の市場の状況に照らして、当該事業再構築に係る中核的業務の属する事業分野における生産性の向上を妨げるものでないこと。

五 当該事業再構築計画に係る事業再構築が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

六 当該事業再構築計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

七 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 当該二以上の事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されること。
ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

8 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再構築計画の内容を公表するものとする。

9 主務大臣は、第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業再構築計画に従って合併により設立された法人を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る事業再構築計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

10 主務大臣は、認定事業者又はその関係事業者

が当該認定に係る事業再構築計画（前項の規定による認定の変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再構築計画」という。）に従って事業再構築のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業再構築計画が前条第六項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定事業再構築計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。

6 公正取引委員会との関係
第五條 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画について第三條第一項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、事業再構築計画に従って共同して行おうとする事業再構築のための措置が当該業種における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

7 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定による送付に係る事業再構築計画について意見を述べるものとする。

とする。

8 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再構築計画であつて主務大臣が第三條第一項の認定をしたものに從つてする行為について、当該認定後の経済的事項の変化により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないう、相互に緊密に連絡するものとする。

（活用事業計画の認定）
第六條 認定事業者の経営資源であつて、当該認定事業者が認定事業再構築計画に従つて事業再構築を実施することによつても有効に活用することができないものがある場合において、これを活用して事業を行おうとする者（当該事業者（以下「活用事業」という。）を行う法人を設立しようとする者を含む。以下「活用事業者」という。）は、活用事業に関する計画（以下「活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十五年三月三十一日まで主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 活用しようとする認定事業者の経営資源の内容
二 活用事業の内容及び実施時期
三 活用事業に必要な資金の額及びその調達方法

3 活用事業計画には、当該活用事業者が、認定事業者から事業の全部又は一部を譲り受けこれを継続して実施しようとする事業者であつて当該

認定事業者の役員又は従業員であつた者がその経営について相当程度の支配力を有するものとして主務省令で定める要件に該当するもの(以下「特定活用事業者」という。)によって行われるものである旨を記載することができ。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該活用事業が認定事業者の経営資源を有効に活用するものであること。

二 当該活用事業を行うことが当該認定事業再構築計画に係る事業再構築の円滑な実施に資するものであること。

三 当該活用事業計画に係る活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 当該活用事業計画に係る活用事業が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

(活用事業計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者当該認定に係る活用事業計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定活用事業者」という。は、当該認定に係る活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定活用事業者が当該認定に係る活用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定活用事業計画」という。)に従つて事業を行つ

ていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

(現物出資等における検査役調査に関する特例)

第八条 事業者であつて株式会社であるもの(以下単に「会社」という。)が、認定事業再構築計画に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに会社を設立する場合であつて、当該会社が(当該会社が二以上である場合にあつては、当該会社が合算して)当該新たに設立される会社の発行済の株式の総数の過半数の株式をその設立と同時に取得することとなる場合において、当該新たに設立される会社の取締役(新たに設立される会社がその設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合にあつては、当該新たに設立される会社の発起人は、商法明治三十二年法律第四十八号(第百六十八号第一項第五号又は第六号に掲げる事項が相当であること)の証明を受けるため、弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。))又は監査法人にこれらの事項を調査させるときは、調査をする者の氏名又は名称、調査の方法その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出して、当該調査を実施させることができる旨の認定を受けることができる。この場合において、当該認定を受けて実施した調査の結果として商法第百六十八号第五号又は第六号に掲げる事項が相当である

旨の証明がなされた場合における同法第百七十三号第一項及び第百八十一号第一項の規定の適用については、これらの規定中「第百六十八号第一項」とあるのは、「第百六十八号第一項(第五号及び第六号ヲ除ク)」とする。

2 前項前段の規定は、会社が(当該会社が二以上である場合にあつては、当該会社が合算して)他の会社の発行済の株式の総数の過半数の株式を有する場合であつて、当該会社が認定事業再構築計画に従つてその財産の全部又は一部を当該他の会社に出資する場合における当該他の会社の取締役(準用する。この場合において、同項中「商法明治三十二年法律第四十八号(第百六十八号第一項第五号又は第六号)」とあるのは、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第百八十条ノ二第一項第三号」と読み替へるものとし、この項において準用する前項前段の主務大臣の認定を受けて実施した調査の結果として商法第百八十条ノ二第一項第三号に掲げる事項が相当である旨の証明がなされた場合における当該他の会社の取締役には同法第百八十条ノ八第一項本文の規定は、適用しない。

3 第一項前段の規定は、会社が認定事業再構築計画又は認定活用事業計画に従つて商法第百四十六号第一項の契約(以下この条において「事後設立の契約」という。)をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合における当該会社の取締役(準用する。この場合において、第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十八号第一項第五号又は第六号」に掲げる事項とあるのは、「商法明治三十二年法律第四十八号(第百四十六号第一項の契約)」と

読み替へるものとし、この項において準用する第一項前段の主務大臣の認定を受けて実施した調査の結果として事後設立の契約が相当である旨の証明がなされた場合における当該会社の取締役には同法第百四十六号第二項の規定は、適用しない。

4 第一項前段(前二項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る調査による証明を受けたこと(新たに設立する会社がその設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受ける場合にあつては、当該証明を受けたこと並びに次項の規定により読み替へて適用する商法第百七十三号ノ二第一項の取締役及び監査役の調査の結果並びに同条第二項の規定により各発起人に通告を行った場合にはその内容)を当該主務大臣に報告しなければならない。この場合において、当該主務大臣は、当該認定に係る調査による証明を不当と認めるときは、当該報告を受けてから二週間以内に限り、当該認定を取り消すことができる。

5 新たに設立される会社の取締役又は発起人が、第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商法第百七十三号ノ二第一項、第百八十一号第三項及び第百八十八号第一項の規定の適用については、同法第百七十三号ノ二第一項中「左ノ事項」とあるのは「左ノ事項並ニ産業活力再生特別措置法第八条第四項ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告セントスル同条第一項前段ノ調査ニ依リ証明ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」と、同法第百八十一号第三項中「証明書」とあるのは「証明書並ニ産業活力再

生特別措置法第八條第一項前段ノ調査ニ依ル証明ヲ受ケタルコトヲ証スル書面及同條第四項ノ規定ニ依ル取消ヲ受ケザルコトヲ証スル当該主務大臣ノ書面」と、同法第八十八條第一項中「第七十三條又ハ第七十三條ノ二ノ手続終了ノ日」とあるのは「第七十三條ノ手続終了ノ日又ハ第七十三條ノ二ノ手続ヲ終了シ産業活力再生特別措置法第八條第四項ノ規定ニ依ル主務大臣ニ対スル報告後同項ノ規定ニ依ル期間ヲ経過シタル日」とする。

6 事後設立の契約をする会社の取締役が、第三項において準用する第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商法第二百四十八條の規定の適用については、同条第三項中「第八十一條第三項」とあるのは「産業活力再生特別措置法第八條第五項ノ規定ニ依リ就替テ適用スル第八十一條第三項」と、「前項ノ検査役ノ報告書及」とあるのは「同法第八條第三項ニ於テ準用スル第一項前段ノ主務大臣ノ認定ニ係ル調査ニ依ル証明ヲ受ケタルコトヲ証スル書面及同條第四項ノ規定ニ依ル取消ヲ受ケザルコトヲ証スル当該主務大臣ノ書面並ニ」とする。

7 第一項前段(第二項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定に係る調査による証明においては、新たに設立される会社が出資を受け、又は譲り受けるすべての財産の時価の合計額が当該すべての財産の受入価額の合計額以上であることを証明すれば足りるものとする。

8 前項の規定は、第三項において準用する第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明に準用する。この場合において、前項中「新たに

に設立される会社が出資を受け、又は譲り受ける」とあるのは、「事後設立の契約をし、他の会社から営業のために継続して使用する財産を譲り受ける会社が当該譲り受ける」と読み替えるものとする。

9 第一項前段(新たに設立される会社がその設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合を除くものとし、第二項前段において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定に係る調査による証明を行った者は、その任務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、当該調査による証明が妥当でなかつたことにより会社又は第三者に対して生じさせた損害について損害賠償の責めに任ずる。

10 第一項前段(第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定に係る調査による証明を行った者が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役も、第五項の規定により読み替えて適用する商法第七十三條ノ二及び第八十四條第二項(同項中「第八十一條第三項」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第八條第五項ノ規定ニ依リ就替テ適用スル第八十一條第三項」とし、同法第二百四十六條第三項において準用する場合を含む。)に規定する任務を怠つたことにより、その責めに任ずべきときは、その当該調査による証明を行った者、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

11 新たに会社を設立しようとする場合であつて、第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商業登記法(昭

和三十八年法律第二百二十五号)第八十條の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第八條第一項前段の主務大臣の認定を受けたこと及び同條第四項の規定による取消しを受けたこと及びこれを証する当該主務大臣の書面並びに当該認定に係る調査による証明を受けたことを証する書面」とする。

12 新株発行をする場合であつて、第二項において準用する第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合における商業登記法第八十二條の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類(第二号に掲げる検査役の調査報告書及び第三号に掲げる書面を除く)、産業活力再生特別措置法第八條第二項において準用する同法第一項前段の主務大臣の認定を受けたこと及び同條第四項の規定による取消しを受けていないことを証する当該主務大臣の書面並びに当該認定に係る調査による証明を受けたことを証する書面」とする。

第九條 認定事業者である会社が認定事業再構築計画に従つてその特定関係事業者とともに事業再構築のための措置を行う場合における当該会社に対する商法第八十八條、第二百十條ノ二、第二百十一條、第二百八十條ノ六及び第二百八十條ノ九の規定の適用については、同法第八十八條第二項第三号中「第七十五條第二項第三号乃至第六号」とあるのは「第七十五條第二項第三号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)」と、「第十二号二掲グル事項」とあるのは

「第十二号二掲グル事項並ニ取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人ニ新株ノ引受權ヲ与フベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定」と、同法第二百十條ノ二第一項、第二項及び第十一項並びに第二百十一條中「取締役又ハ使用人」とあるのは「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」と、同法第二百八十條ノ六第五号中「第七十五條第二項第四号乃至第六号」とあるのは「第七十五條第二項第四号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)」と、「第十二号二掲グル事項」とあるのは「第十二号二掲グル事項並ニ取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人ニ新株ノ引受權ヲ与フベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定」と、同法第二百八十條ノ九第一項、第二項及び第五項中「取締役又ハ使用人」とあるのは「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する商法第八十八條第二項第三号に掲げる事項(取締役、使用人又は特定関係事業者の取締役若しくは使用人に新株の引受權を与えることができる旨の規定に係る部分に限る。)についての変更の登記の申請書には、認定事業者である旨及び認定事業再構築計画の内容を証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

3 認定活用事業者であつて第六條第三項に規定する特定活用事業者(以下「特定認定活用事業

者」というのである会社が、取締役又は使用人である者に対し商法第二百八十条十九第二項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「四分ノ一」とする。この場合において、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、特定認定活用事業者であることを証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

(営業の全部の譲受けに関する特例)

第十条 会社が、認定事業再構築計画又は認定活用事業計画に従って他の会社の営業の全部を譲り受ける場合において、当該営業の全部の譲受けの対価が当該会社の最終の貸借対照表上の純資産の額の二十分の一を超えないときは、商法第二百四十五条、第二百四十五条ノ二及び第二百四十五条ノ三第一項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該会社は当該営業の全部の譲受けについて取締役会の決議を得なければならない。

3 第一項に規定する場合において、当該会社は前項の決議の日から二週間以内に、当該営業の全部の譲受けの要領及び商法第二百四十五条第一項の決議によらずに営業の全部の譲受けを行う旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

4 前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に会社に対して書面により営業の全部の譲受けに反対する意思を通知した株主は、当該会社に対して自己の保有する株式を当該営業の全部の譲受けがなければ形成されていた公正な価格により買い取るべき旨を請求することができる。

5 前項の請求は、同項の期間の満了の日から二十日以内に、株式の額面無額面の別、種類及び数を記載した書面を提出して行わなければならない。

6 第四項の場合における商法第二百四十五条ノ三(第一項を除く。)及び第二百四十五条ノ四の規定の適用については、同法第二百四十五条ノ三第二項及び第三項中「決議」とあるのは「産業活力再生特別措置法第十条第四項二定ムル期間ノ満了」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条ノ二」とあるのは「産業活力再生特別措置法第十条第四項」と、「第二百四十五条第一項二掲グル行為」とあるのは「同法第十条第一項二定ムル他ノ会社ノ営業全部ノ譲受」とする。

7 営業の全部を譲り受ける会社の発行済の株式の総数の六分の一以上にあたる株式を有する株主が、第四項の規定により当該営業の全部の譲受けに反対する意思を通知したときは、この条に定める手続によって当該営業の全部の譲受けをすることはできない。

(営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)

第十一条 会社は、認定事業再構築計画又は認定活用事業計画に従って行われる営業の全部又は一部の譲渡について株主総会又は取締役会の決議がされたときは、当該決議の日から二週間以内に、特定債権者(当該会社に対する債権を有する者のうち、当該営業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該営業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下同じ。)に対して各別に、当該営業の全部又は一部の譲渡の要領及び当該営業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べべき旨を催告することができ

る。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第一項に規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該営業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(特定認定活用事業者の議決権のない株式の発行の特例)

第十二条 特定認定活用事業者が商法第二百四十二条第一項に規定する議決権のない株式を発行する場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「三分ノ一」とあるのは、「二分ノ一」とする。この場合において、新株発行による変更の登記の申請書には、特定認定活用事業者であることを証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

(債務の株式化の場合の議決権のない株式の発行の特例)

第十三条 認定事業者のうち認定事業再構築計画に従って自らの債務を消滅させるために債権者に対して株式を発行するものであって、当該株式の発行について債権者との間に合意を有することその他の主務省令で定める要件に該当する旨の認定を主務大臣から受けたものが、当該株式の発行として商法第二百四十二条第一項に規

定する議決権のない株式を発行する場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「三分ノ一」とあるのは、「二分ノ一」とする。この場合において、新株発行による変更の登記の申請書には、この条に規定する主務省令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

(産業基盤整備基金の行う事業再構築円滑化業務)

第十四条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画(事業構造変更であつて第二条第二項第一号ロのみを行うものを除く。)に従って事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従って事業を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 特定認定活用事業者(認定事業者の経営資源を特に有効に活用するものとして主務省令で定める要件に該当する者に限る。)が認定活用事業計画に従って事業を行うのに必要な資金の出資を行うこと。

三 事業再構築に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法の特例等)

第十五条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法第十四条第一号の業務」と、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは「債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び産業活力再生特別措置法第十四条」とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「新規事業法」という。第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに産業活力再生特別措置法第十四条第三号に掲げる業務」とする。

2 第十四条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法及び前項に規定するもののほか、新規事業法附則第五条及び新事業創出促進法平成十年法律第五十二号(附則第七條の二に定めるところによるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三條の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。の保険関係であつて、活用事業関連保証(同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	第三條の二第一項及び第三條の三第一項	第三條の三第二項及び第三條の三第三項
保険価額の合計額が	保険価額の合計額が	当該保証をし
産業活力再生特別措置法第十八條第一項に規定する活用事業関連保証(以下「活用事業関連保証」という。に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	活用事業関連保証に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
活用事業関連保証及びその他の保証(ここに、当該債務者	活用事業関連保証及びその他の保証(ここに、当該債務者	活用事業関連保証及びその他の保証(ここに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規定

する新事業開拓保険の保険関係であつて、活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同法第二項の規定の適用については、同法第一項中「二億円」とあるのは「三億円(産業活力再生特別措置法第七條第二項に規定する認定活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金(以下「活用事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同法第二項中「二億円」とあるのは「三億円(活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円)」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、活用事業関連

保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保

険関係であつて、活用事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)

第十七条 次の各号のいずれにも該当する事業構

造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者が、認定事業再構築計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 生産及び雇用が減少しており、又は減少するおそれがある業種であつて主務省令で定めるもの(第三項及び第四項において「特定業種」という。)に属する事業を現に営んでいることについて主務大臣の確認を受けたこと。

二 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下のものその他主務省令で定めるものであること。

2 前項第一号に該当する者のうち、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化による著しい影響を受けて事業革新を行う者であることについて主務大臣の確認を受けた認定事業者及びその関係事業者が、認定事業再構築計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産については、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当すること及び内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化による著しい影響を受けて事業革新を行う者であることについて主務大臣の確認を受けた認定事業者が、認定事業再構築計画に従つて事業用資産の買換えを行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

一 特定業種に属する事業を現に営んでいること。
二 事業の重要な変更として主務省令で定めるものを行うこと。
三 次の各号のいずれかに該当することについて主務大臣の確認を受けた法人であつて事業構造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者(以下この項において「特定事業再構築事業者」という。)が、認定事業再構築計画に従つて他の特定事業再構築事業者と共同で新たに法人を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
四 特定業種に属する事業を現に営んでいること。
五 事業構造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者(第一項又は第二項の確認を受けた者を除く。)のうち、施設の相当程度の撤去(以下この項において「特定施設の撤去」という。)又は設備の相当程度の廃棄(以下この項において「特定設備の廃棄」という。)を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定事業再構築計画に従つて特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行った場合において、当該特定施設の撤去又は特定設備の廃棄により欠損金を生じたときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越し又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。
(雇用の安定等)
第十八条 認定事業者は認定事業再構築計画に

従つて事業再構築を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
二 国は、認定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
三 国は、認定事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
四 国及び都道府県は、認定事業者の雇用する労働者及び認定事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
五 国及び都道府県は、認定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(中小企業者への配慮)
第十九条 国は、活力ある中小企業者の事業再構築が我が国産業の活力の再生を実現するために重要な役割を果たすことにかんがみ、その円滑な実施のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。
(情報の提供)
第二十条 国は、事業者の事業革新の円滑化に資するため、商品又は役務の価格が我が国の内外において異なる状況及びその要因に関する調査

を行い、その結果を公表するものとする。
二 国は、前項に規定するもののほか、内外の産業、我が国事業者の海外事業活動等の動向の調査を行い、必要な情報を提供するよう努めるものとする。
(取引慣行の改善の促進)
第二十一条 国は、事業再構築の円滑な実施のため、その行う商品の販売等に係る取引慣行の改善を行うこととする事情を共通にする事業者からの相当数の申出があつたときは、必要に応じ、当該取引慣行に関する調査を行い、当該事業者及びその取引の相手方その他の関係者への情報の提供を行うものとする。
第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援
(経営資源活用新事業計画の認定)
第二十二条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする経営資源活用新事業に関する計画(以下「経営資源活用新事業計画」という。)を作成し、これを平成十五年三月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。
二 経営資源活用新事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 経営資源活用新事業の目標
二 経営資源活用新事業の内容
三 経営資源活用新事業の実施時期
四 経営資源活用新事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
三 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつ

た場合において、その経営資源活用新事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 その経営資源活用新事業計画に係る経営資源活用新事業が、当該中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発達を阻害するものでないこと。
二 その経営資源活用新事業計画が当該経営資源活用新事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。
(経営資源活用新事業計画の変更等)
第二十三条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る経営資源活用新事業計画を変更しようとするときは、その認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。
二 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る経営資源活用新事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源活用新事業計画」という。)に従つて経営資源活用新事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
三 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
(中小企業信用保険法の特例)
第二十四条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第二項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち通商産業省令で定めるものに係るものをいう。)を受けた創業者である中小企

業者(第二条第四項第一号及び第三号に掲げる
創業を含む。)に係るものについての同法第三
条の二第一項及び第三項の規定の適用について
は、同条第二項中「中小企業者」とあるのは「中
小企業者(産業活力再生特別措置法第二条第四
項第一号及び第三号に掲げる創業を含む。)」
と、「保険価額の合計額が五千万円」とあるのは
「同法第二十四条第一項に規定する創業関連保
証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関
係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の
保険価額の合計額がそれぞれ千万円及び五千万
円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金
の額が五千万円(当該債務者」とあるのは「創業関
連保証及びその他の保証」とに、当該保証をし
た借入金の額がそれぞれ千万円及び五千万円
(創業関連保証及びその他の保証」とに、当該
債務者」と、「五千万円から」とあるのは「それぞ
れ千万円及び五千万円から」とする。

2 第二条第四項第一号及び第三号に掲げる創業
者であつて、前項に規定する創業関連保証を受
けたものについては、当該創業者を中小企業信
用保険法第二条第一項の中小企業者とみなし

て、同法第三条の二及び第四条から第八条まで
の規定を適用する。

3 創業関連保証を受けた者一人についての無担
保保険の保険関係であつて政令で指定するもの
の保険価額の合計額の限度額は、政令で定め
る。

4 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保
証に係るものについての保険料の額は、中小企
業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険
金額に年百分の二以内において政令で定める率
を乗じて得た額とする。

5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保
険関係であつて、経営資源活用関連保証(中小
企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一
項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証
であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つ
て行われる経営資源活用新事業に必要な資金に
係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業
者に係るものについての次の表の上欄に掲げる
同法の規定の適用については、これらの規定中
同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ
る字句とする。

6 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定
する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営
資源活用関連保証を受けた中小企業者に係るも
のについての同項及び同条第二項の規定の適用
については、同条第一項中「二億円」とあるのは
「三億円(産業活力再生特別措置法第二十三条第
二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に
従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資
金(以下この条において「経営資源活用新事業資
金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係
る保険関係については、二億円」と、「四億円」
とあるのは「六億円(経営資源活用新事業資金以
外の資金に係る債務の保証に係る保険関係につ
いては、四億円)」と、同条第二項中「二億円」と
あるのは「三億円(経営資源活用新事業資金以外
の資金に係る債務の保証に係る保険関係につい
ては、二億円)」とする。

7 普通保険の保険関係であつて、経営資源活用
関連保証に係るものについての中小企業信用保
險法第三条第二項及び第五条の規定の適用につ
いては、同法第三条第二項中「百分の七十」とあ
り、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保
険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー
対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保
険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百
分の八十」とする。

8 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保
険関係であつて、経営資源活用関連保証に係る
ものについての保険料の額は、中小企業信用保
險法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年
百分の二以内において政令で定める率を乗じて
得た額とする。

ける創業者が中小企業近代化資金等助成法(昭
和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規
定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係
る貸付金(同項第一号に掲げる資金に係るもの
に限る。以下この条において「貸付金」という。))
の貸付けを受けて設備を設置し、又はプログラ
ム使用権(同法第二条第三項に規定するプログ
ラム使用権をいう。以下この条において同じ。))
を取得しようとする場合には、当該創業者を同
法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法
第四条から第九条までの規定を適用する。この
場合において、同法第五条中「五年」とあるの
は、「七年」とする。

2 貸付金であつて、第二条第四項第二号又は第
四号に掲げる創業者である中小企業者が設置す
る設備又は取得するプログラム使用権に係るも
のについては、中小企業近代化資金等助成法第
五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七
年を超えない範囲内で政令で定める期間とす
る。

3 貸付金であつて、認定経営資源活用新事業計
画に従つて中小企業者が設置する設備又は取得
するプログラム使用権に係るものについては、
中小企業近代化資金等助成法第四条の規定にか
かわらず、その一借主に対して貸し付けるこ
とができる同法第二条第二項に規定する中小企
業設備近代化資金の金額は、一の設備又は一の
プログラム使用権につき都道府県が必要と認め
た金額の三分の二以内とし、同法第五条の規定
にかかわらず、その償還期間は、七年を超えな
い範囲内で政令で定める期間とする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)
第二十六条 中小企業投資育成株式会社は、中小
企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第
百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほ

第三条第一項	保険価額の合 計額が	産業活力再生特別措置法第二十四条第五項に規定する経営資 源活用関連保証(以下「経営資源活用関連保証」という。)に係 る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価 額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一 項及び第三項の 第三項	保険価額の合 計額が	経営資源活用関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額と その他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三 項及び第三項の 第三項	当該保証をし た	経営資源活用関連保証及びその他の保証」とに、それぞれ当 該保証をした
第三項	当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者

か、次に掲げる事業を行うことができる。

一 創業者(第二条第四項第二号及び第四号に規定する創業者にあつては、中小企業者に限る。)が資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 創業者である中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債又は新株引受権付社債の保有

株引受権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなす場合)
第二十七条 次の表の上欄に掲げる者については、認定経営資源活用新事業計画に従つて経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。

中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第四項第一号に規定する研究開発等事業計画を作成し、これを平成十五年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けた同法第二項第一号に掲げる中小企業者であつて、同法第五項第二号に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二項第四号に規定する研究開発等事業を実施するもの	第二十四条第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条第三項
新事業創出促進法(平成十五年法律第二十五号)第五条に規定する特定補助金等の交付を平成十五年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同法第三項各号に掲げる中小企業者	第二十五条第三項
中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第四項第一号に規定する経営革新計画を作成し、これを平成十五年三月三十一日までに行政庁に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けた同法第二條第一項各号に掲げる中小企業者であつて、同法第五項第二号に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二條第三号に規定する経営革新のための事業を実施するもの	第二十五条第三項
中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第六号の助成を平成十五年三月三十一日までに申請し、当該助成に係る同法第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う同法第二條第一項各号に掲げる中小企業者	第二十四条第五項から第八項まで、第二十五条第三項及び第二十六条

(国等の施策)

第二十八条 国、地方公共団体、中小企業総合事業団、商工会及び商工会議所は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、創業及び中小企業者による新事業の開拓に関する指導及び情報の提供、技術又は経営管理に関する研修等の人材の養成その他創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化のために必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項に規定する国等は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて新事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとする。

第四章 研究活動の活性化等
(国の委託に係る研究の成果に係る特許権等の取扱い)
第三十条 国は、技術に関する研究活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、その委託に係る技術に関する研究の成果(以下この条において「特定研究成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者から譲り受けなければならない。

一 特定研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者が約すること。
二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者が約すること。
三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。

2

前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究を行わせ、かつ、当該法人がその研究の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究の受託者との関係に準用する。

3

前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

(大学における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進)
第三十一条 文部大臣及び通商産業大臣は、事業者による事業再構築、創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化に資するため、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下この条において「大学」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての譲渡その

他の行為により、民間事業者に対し移転を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

(特許料の特例)

第三十二条 特許庁長官は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。次条及び附則第二条において「承認事業者」という。)が同法第二条第一項の特定大学技術移転事業(次条及び附則第四条において「特定大学技術移転事業」という。)を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法(昭和二十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(出願審査の請求の手数料の特例)

第三十三条 特許庁長官は、承認事業者が特定大学技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第五章 雑則

(資金の確保)

第三十四条 国は、認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画に従って事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従って事業を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 国及び都道府県は、創業及び中小企業者による新事業の開拓を促進するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告の徴収)

第三十五条 主務大臣は、認定事業者又は認定活用事業者に対し、認定事業再構築計画又は認定活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を行う者に対し、認定経営資源活用新事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(連絡及び協力)

第三十六条 主務大臣及び労働大臣は、この法律の施行に当たっては、認定事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、第三十一条の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣等)

第三十七条 この法律における主務大臣は、事業再構築計画に係る中核的事業を所管する大臣又は活用事業計画に係る活用事業を所管する大臣とする。ただし、第十七条第一項第一号の主務大臣は、同号の特定業種に属する事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。ただし、第十七条第一項第一号の主務省令は、前項ただし書に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

(罰則)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項前段(同条第二項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定に係る調査において、虚偽の証明をした者(当該証明をした者が監査法人であるときは、当該証明に係る職務を行った当該監査法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者)

二 第八条第一項前段(新たに設立する会社がその設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受ける場合に限る。)の主務大臣の認定を受け、同条第四項の規定による当該主務大臣に対する報告(当該認定に係る調査による証明を受けたことの報告を除く。)をする場合において虚偽の報告をした者

第三十九条 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第三章の規定並びに第三十五条第二項及び第三十九条の規定は、平成十一年九月一日から施行する。

(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後平成十五年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化

を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(特許料の特例に係る経過措置)

第四条 承認事業者が実施する特定大学技術移転事業に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、第三十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の廃止)

第五条 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)は、廃止する。

(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(以下「旧事業革新法」という。)第六条第一項に規定する承認特定事業者に関する計画の変更の承認及び取消し並びに報告の徴収、旧事業革新法第六条

第二項に規定する承認事業革新計画に従つて事業を行う者に関する基金による債務の保証並びに旧事業革新法第九条第一項に規定する承認活用事業者に関する計画の変更の承認及び取消し、基金による債務の保証、活用事業関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(基金の債務保証業務に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に行われている旧事業革新法第十一条第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前にした行為及び附則第六條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正）

第九条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「輸入・対内投資法」という。）第八条第六号に掲げる業務」を、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「輸入・対内投資法」という。）第八条第六号に掲げる業務及び産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第十四号）第十四条第二号に掲げる業務」に改め、同条第四項中「及び輸入・対内投資法（平成八年法律第八号）を」、「輸入・対内投資法（平成八年法律第八号）及び産業

活力再生特別措置法第十四条に、「及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法以下輸入・対内投資法」という。第八条第六号に掲げる業務を「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法以下輸入・対内投資法」という。第八条第六号に掲げる業務及び産業活力再生特別措置法第十四条第二号に掲げる業務に、「及び輸入・対内投資法第八条第六号に掲げる業務を、輸入・対内投資法第八条第六号に掲げる業務及び産業活力再生特別措置法第十四条第二号に掲げる業務」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第十條 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「産業活力再生特別措置法

の特例」に改め、同条第一項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法平成七年法律第六十一号。以下「事業革新法」という。）

第二條第一項に規定する特定事業者が行う同条第二項に規定する事業革新を「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第 号)第二条第

二項に規定する事業再構築」に、「事業革新法第

五條、第六條、第七條第一項及び第二項並びに第十四條から第二十一條までを「同法第三條

(第五項並びに第六項第一号及び第四号を除

く。)、**第四条、第五条第一項及び第二項、第十**

七条第四項、第十八条、第三十五条第一項、第

三十六條第一項、第三十七條並びに第三十九

条」に改め、同条第二項中「特定事業者の行う事

業革新」を「事業再構築」に、「事業革新法」を「産

業活力再生特別措置法」に改め、同項の表を次

のように改める。

第三條第一項	作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十五年三月三十一日までに	作成し、これを
第三條第四項	関係事業者	新事業創出促進法第二條第二項第六号に掲げる会社になるべきものとして設立される会社であつて当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つている事業者（以下「新設会社」という。）
第三條第六項第二号	事業再構築のために行う措置 含めることができる	事業再構築として一体的に行う措置 含めるものとする
第三條第六項第二号	当該事業再構築計画に係る事業再構築が 実施されると見込まれる	当該事業再構築計画が当該事業再構築を 実施するために適切な
第三條第六項第三号	当該事業者 ものであること	当該事業者及びその新設会社 ものであり、かつ、当該新設会社が 行う事業活動の活性化が見込まれる ものであること
第三條第六項第六号	当該事業再構築計画が	当該事業者及びその新設会社の
第三條第七項	ときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再構築計画の内容を	ときは、その旨を
第四條第一項	認定を受けた者（当該認定に係る事業再構築計画に従つて合併により設立された法人を含む。） ときは、主務省令で定めるところにより	認定を受けた者（ ときは
第四條第二項	又はその関係事業者	又はその新設会社
第十七條第四項	次の各号のいずれかに該当すること 人であつて主務大臣の確認を受けた法人であつて事業構造変更及び事業革新を併せて行う認定事業者（以下この項において「特定事業再構築事業者」という。）が、認定事業再構築事業画に従つて他の特定事業再構築事業者と共同で新たに法人を設立するた めに現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとす	認定事業者が、認定事業再構築計画に従つて他の認定事業者と共同で新たに法人を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十八条第一項	認定事業者	一 特定業種に属する事業を現に営んでいること。 二 事業の重要な変更として主務省令で定めるものを行うこと。
第十八条第四項	認定事業者の雇用する	認定事業者及びその新設会社
第三十五条第一項	認定事業者又は認定活用事業者 認定事業再構築計画又は認定活用事業計画	認定事業者及びその新設会社 認定事業者 認定事業再構築計画
第三十六条第一項	認定事業者	認定事業者及びその新設会社
第三十七条第一項	事業再構築計画に係る中核的事業を所管する大臣又は活用事業計画に係る活用事業を所管する大臣とする。ただし、第十七条第一項第一号の主務大臣は、同号の特定業種	農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は新事業創出促進法第九條第一項の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣（農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣以外の大）であつて、事業再構築を行う者が営む業種

第三十二条第一号及び第三号中「事業革新法第五條第一項の承認（事業革新法第六條第一項に規定する変更の承認を含む。）を受けた事業革新計画を、産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定（同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画」に改める。

第三十八條第一項中「事業革新法第二十條第一項を、産業活力再生特別措置法第三十七條第一項に改める。

附則第七條の次に次の一條を加える。

（基金の行つた出資業務に関する特例）

第七條の二 基金は、前條第一項の規定により日本政策投資銀行から出資があつた金額の一部を産業活力再生特別措置法第十四條第二号

に掲げる業務に必要な資金に充てることができ。

2 基金が産業活力再生特別措置法第十四條の規定に基づきその業務を行う場合には、第三十五條中「業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務」とあるのは、「業務、新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務及び産業活力再生特別措置法第十四條第二号に掲げる業務」とする。

（新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前條の規定による改正前の新事業創出促進法（以下この条において「旧促進法」という。）第九條第二項の規定により読み替へて適用される旧事業革新法第五條第一項の規定により

承認を受けた事業革新計画（当該計画について変更の承認があつたときは、その変更後のもの）については、前條の規定による改正後の新事業創出促進法（以下この条において「新促進法」という。）第九條第二項の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定を受けた事業再構築計画とみなす。

2 旧促進法第三十二條第一号の規定の適用を受けてこの法律の施行前に成立している基金による債務の保証については、この法律の施行の日から、新促進法第三十二條第一号の規定の適用を受けて成立している基金による債務の保証とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、旧促進法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新促進法の相当規定によつてしたものとなす。

（研究交流促進法の一部改正）

第十二條 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九條各号列記以外の部分中「について」の下に、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十號）第三十條第一項に定めるところによるほかを加える。

（産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律の一部改正）

第十三條 産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項各号列記以外の部分中「について」の下に、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十號）第三十條第一項に定める

ところによるほかを加え、同條第二項中「について」の下に、産業活力再生特別措置法第三十條第二項及び第三項に定めるところによるほかを加える。

（地方税法の一部改正）

第十四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第二十五項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号。以下本項において「事業革新法」という。）第六條第二項に規定する承認事業革新計画」を「産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十號）第四條第二項に規定する認定事業再構築計画」に、「当該承認事業革新計画」を「当該認定事業再構築計画」に、「事業革新法第五條第三項」を「産業活力再生特別措置法第三條第四項」に改める。

附則第十一條の四に次の二項を加える。
15 道府県は、産業活力再生特別措置法第四條第二項の認定事業再構築計画に従つて、同法第三條第一項の認定を受けた事業者で同法第二條第二項第一号の事業構造変更及び同項第二号の事業革新を併せて行うもののうち同法第十七條第二項に規定する内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化による著しい影響を受けて事業革新を行う者であることについて主務大臣の確認を受けた者から営業の譲渡（当該譲渡に係る同法第二條第一項に規定する事業再構築計画の同項の規定による認定（同法第四條第一項の規定による変更の認定を含む。以下本項において同じ。）が同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間

にされたものに限る。を受けた者が、当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る。)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該認定事業再構築計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に對して課する不動産取得税については、当該取得が同法第三十一条第一項の認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

16 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に對して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中、「土地の取得」とあるのは、「附則第十一条の四第十五項に規定する不動産(以下本条及び第七十三条の二十七において「不動産」という。)の取得」と、「当該土地」とあるのは、「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは、「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から三年以内」とあるのは、「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは、「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一条の四第十五項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

理 由

内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状を踏まえ、我が国産業の活力の再生を速やかに実現し、豊かな経済社会を構築していくためには、我が国に存する経営資源の効率的な活用を実現するために事業者が行う事業再構築及び新事業の開拓を促進することが必要であることにかんがみ、事業者が実施する事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業活力再生特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状にかんがみ、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮

しつつ講ずるとともに創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業再構築の円滑化を図るため、事業再構築計画を作成し主務大臣の認定を受けた者に対し、会社設立等に際しての検査役調査、営業の全部譲受け等についての商法上の特例措置を講ずるとともに、金融・税制上の支援措置等を講ずる。
- 2 事業再構築によっても活用できない経営資源を有効に活用して事業を行おうとする者であつて活用事業計画を作成し主務大臣の認定を受けた者に対し、商法上の特例措置及び金融・税制上の支援措置等を講ずる。
- 3 事業再構築を実施するに当たつての雇用の安定等並びに国の中小企業者への配慮等について定める。
- 4 創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するため、創業者及び経営資源活用新事業計画を作成し都道府県知事の認定を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例、中小企業近代化資金等助成法の特例等の措置を講ずるとともに、国等や中小企業支援団体による情報提供及び人材育成、官公需における配慮等の措置を講ずる。
- 5 技術に関する研究活動の活性化及びその成果の効率的活用を促進するため、国等の委託

研究開発から生じる特許権等を受託者に帰属させることを可能とする措置を講ずるとともに、大学における研究成果の民間事業者への移転を促進するため、大学技術移転機関に対する特許料の減免等の措置を講ずる。

6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、4の創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置等については、平成十一年九月一日から施行する。

7 政府は、この法律の施行後平成十五年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行う。

8 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の廃止、その他、関係法律の整備、所要の経過措置等について定める。

二 議案の可決理由

本案は、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を図り、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年七月二十八日

商工委員長 古賀 正浩
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

産業活力再生特別措置法案に対する附帯決議

政府は、引き続き景気対策に万全を期しつつ、本法施行に当たり、産業活力の再生が急務であることにかんがみ、供給側の構造改革及び新たな雇用機会の創出等に向けた施策の総合的推進を図るとともに、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 事業再構築計画等の認定に当たっては、事業者の主體的な取組みを尊重し、行政の過度の介入や恣意性を排除する観点から、可能な限り認定基準を具体的に提示する等、手続の透明性確保を図るとともに、事業再構築に対する支援については、経営倫理の欠如を惹起することのないよう十分留意すること。

二 中小企業者が取り組む事業再構築については、計画の認定及び施策の適用につき特段の配慮を払うとともに、事業革新に向けた中小企業者の取組みを積極的に支援するため、事業再構築に伴う新規投資に係る支援措置の拡充に努めること。

三 事業再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、事業者による事業再構築計画の作成及びその実施に当たり、当該計画が雇用に影響を及ぼす場合には関係労働組合等との必要な協議を行う等、雇用労働者の意見を十分聴取し、関連中小企業等の労働者を含めた雇用の安定に最大限の考慮を払い、その理解と協力を得つつ当該計画が推進されるよう適切な指導を行うこと。

また、事業再構築の実施が雇用不安を助長す

ることのないよう、事業者が雇用労働者の雇用機会の確保、能力開発に努めるよう適切な指導を行い、また、これら事業者の取組みに対する支援措置の適切な実施を図るとともに、規制緩和や新産業の育成・振興のための施策を強力に推進することにより、新たな雇用機会の創出に全力を挙げて取り組むこと。

四 企業の組織変更が円滑に実施され、かつ、実効あるものとなるためには、従業員の権利義務関係等を明確にする必要があることにかんがみ、労使の意見等も踏まえつつ、企業の組織変更に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置も含め検討を行うこと。

五 今後の企業法制のあり方については、企業組織の変更等を通じた事業再構築の有効性に照らし、独占禁止法の運用を含む関係法制全般の見直しを不断に行うこと。

六 創業者及び成長期の中小ベンチャー企業の資金需要に的確に対応するため、本法に基づく信用保証制度の適切な運用に努めるとともに、政府系金融機関の貸付及び中小企業支援機関の出資による資金供給の円滑化、未公開株式市場や店頭市場の整備・活性化等中小ベンチャー企業等への支援策の一層の充実を図ること。その際、特に女性起業家に対する支援の一層の充実に努めること。

七 民間事業者への研究開発の委託の実施に当たっては、各省庁等の連携の下、受託者が特許権等を取得できるよう最大限努めるとともに、技術力を有する中小企業者の機会確保に十分配慮すること。

また、委託研究開発の成果としての特許権等

については、受託者等においてその活用が促進されるよう指導するとともに、既存の国有特許権等についても、民間事業者において一層の活用が図られるよう、その体制整備に努めること。

八 国立大学等における研究開発の成果の民間事業者への移転を促進するため、TLOの設立・事業運営に対する一層の支援を行うとともに、国立大学等から生じた国有特許権等がTLOへ円滑に移転されるよう環境整備に積極的に取り組むこと。

また、研究開発分野における国立大学教官等の役員兼任規制の緩和について速やかに結論を得ること。

九 本法に基づく各般の施策の実効を確保するため、必要な財政、税制上の措置等の充実を図るとともに、今後とも産業活力の再生に向けて施策の積極的な展開を図ること。

平成十一年七月二十九日 衆議院会議録第四十九号

四八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 (本体) 二二〇円 二二〇円 (四)